

第 4 期

川口市障害者自立支援福祉計画 (案)

平成 27 年 2 月

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	1
2 本計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制	4
第2章 障害のある人の状況と第3期計画の取組状況	
1 障害のある人の状況	6
(1) 本市の人口	6
(2) 障害者手帳の所持者	7
2 第3期計画の取組状況	17
(1) 障害福祉サービスの進捗	17
(2) 障害福祉サービスの取組状況	19
(3) 地域生活支援事業の進捗	24
(4) 地域生活支援事業の取組状況	25
3 アンケート調査にみる障害者ニーズや環境への評価	27
第3章 基本目標	
1 障害者施策の基本的な考え方	36
2 第4期計画策定にあたっての課題	38
3 平成29年度の目標値	39
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	40
(2) 福祉施設から一般就労への移行	41
4 目標を達成するための施策の体系	43
(1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）	43
(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）	44
第4章 サービス必要量の見込み	
1 サービス提供に関する基本的な考え方	45
2 国が定める基準で実施するサービスの見込量の設定	46
(1) 訪問系サービス	46
(2) 日中活動系サービス	49
(3) 居住系サービス	55
(4) 指定相談支援	58
(5) 障害児サービス	61
3 市が行うことと定められているサービス（地域生活支援事業）の見込量の設定	64
(1) 実施する事業	64
(2) サービスの現状	66
(3) サービス見込量設定の考え方	67

第5章 重点的な取組

1 第4期計画における重点的な取組の枠組みと視点.....	75
2 取組の内容.....	77
(1) 訪問系サービスにおける重点的な取組.....	77
(2) 日中活動系サービスにおける重点的な取組.....	78
(3) 居住系サービスにおける重点的な取組.....	79
(4) 障害児サービスにおける重点的な取組.....	80
(5) 地域生活支援事業における重点的な取組.....	81

第6章 制度の円滑な運営の仕組みと計画の推進

1 適切な障害支援区分の認定.....	84
2 自立支援協議会の運営.....	84
3 計画の達成状況の評価・点検及び公表.....	84
4 連携.....	85

資料編

1 川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱.....	88
2 川口市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿.....	90
3 川口市障害者福祉計画等策定委員会策定経過.....	91
4 用語集.....	93

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国においては、平成 22 年度をピークに人口が減少傾向に転じるとともに、平成 25 年度には高齢化率が 25%を超えました。本市では、人口は引き続き増加傾向となっていますが、高齢化率では平成 25 年度には 20%を超え、平成 26 年 12 月では 21.4%となっています。さらに障害者手帳所持者の半数以上が高齢者となっているなど、障害者の高齢化も進んでいます。

また、障害者が社会を構成する一員として地域社会で共生するために、多様な社会、経済活動等に障害者が参加する機会の確保や、言語の選択や情報の取得等の意思疎通をスムーズに行えることが求められています。

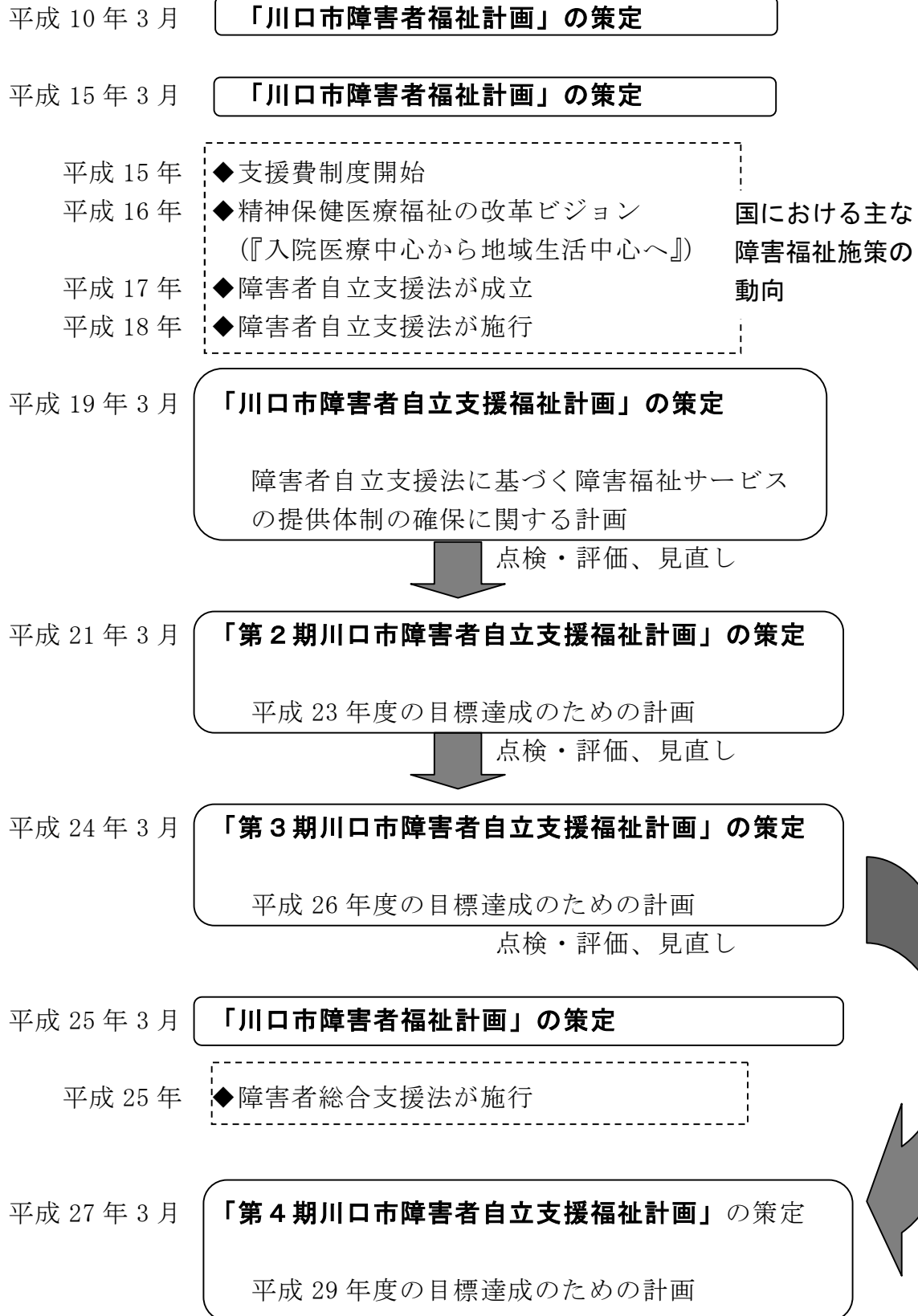
障害者をめぐる法制度については、近年大きく変化しており、平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行されたことで、従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編されました。

その後、障害者自立支援法の施行により発生した諸問題に対応するため、利用者負担の見直し等の調整が行われました。また、平成 23 年 8 月に障害者基本法の改正、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されています。同法により難病等が障害に加わるとともに、障害者の理解促進や自発的活動の支援、成年後見制度等の事業が「地域生活支援事業」の必須事業に加わっています。また、平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法等が制定されています。

さらに、平成 26 年 1 月には「障害者の権利条約」に日本も締結するなど、障害者を取りまく動向は大きく変化しています。

本市においては、平成 26 年度末において「第 3 期川口市障害者自立支援福祉計画」（以下、「第 3 期計画」という）の計画期間が満了することから、平成 29 年度を目標年度とした「第 4 期計画」を策定するものです。

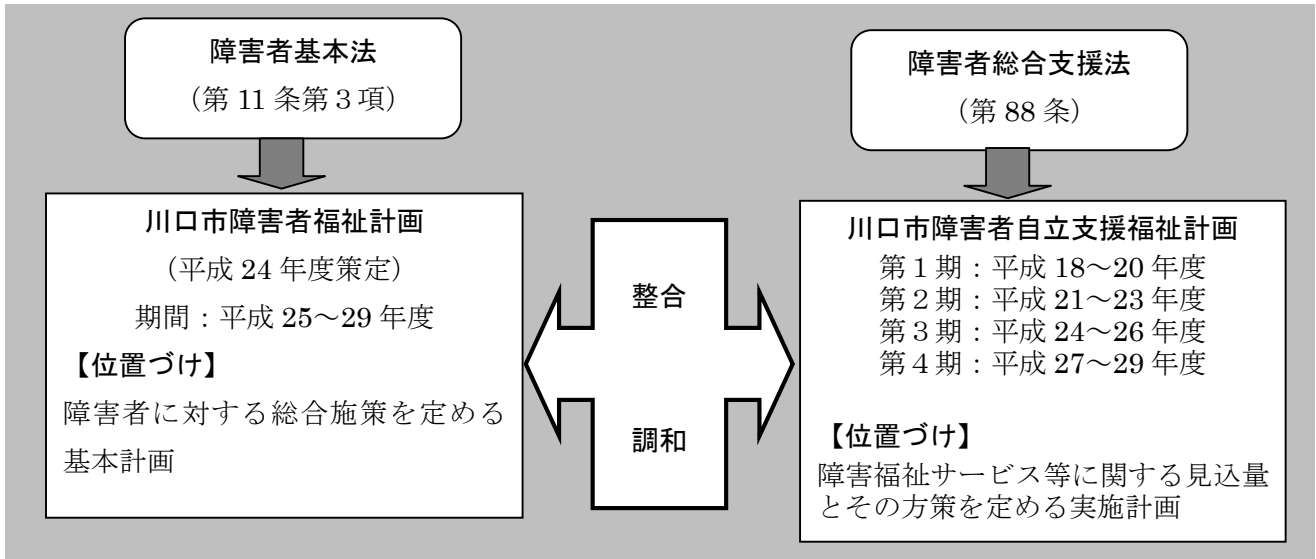
■ 本計画の背景



2 本計画の位置づけ

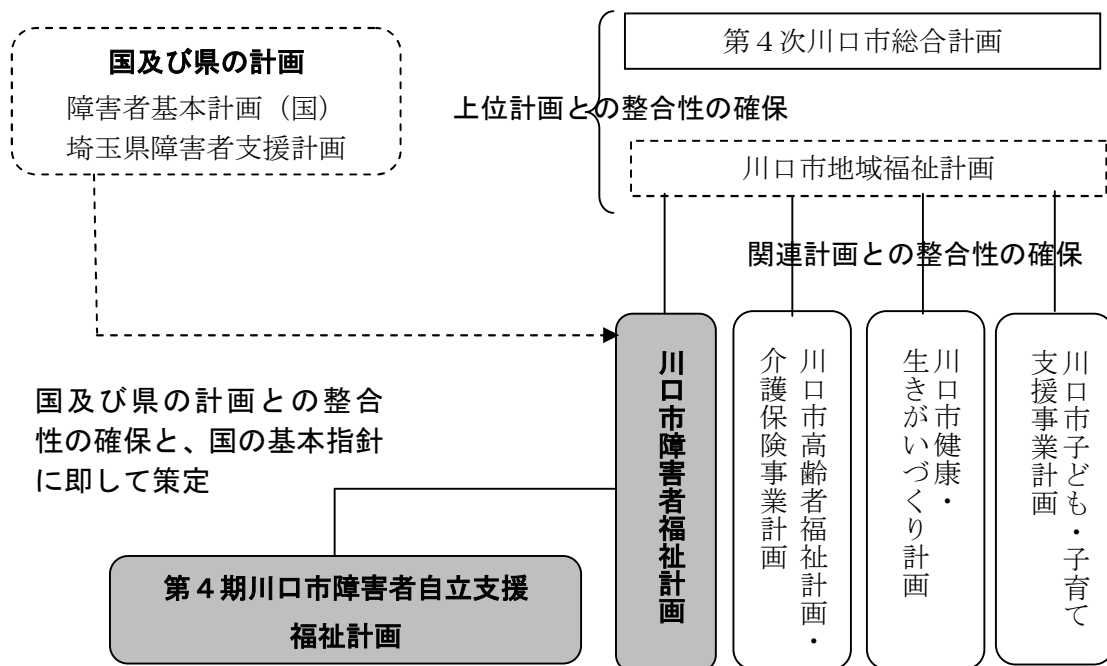
障害者自立支援福祉計画は「障害福祉サービス等に関する見込量とその方策を定める実施計画」であり、障害者福祉計画とは、以下の関係にあります。

■ 障害者福祉計画と障害者自立支援福祉計画の関係



また、県計画や市の上位計画である総合計画及び関連計画との整合性に配慮して策定するものです。

■ 本計画と関連計画との関係



3 計画の期間

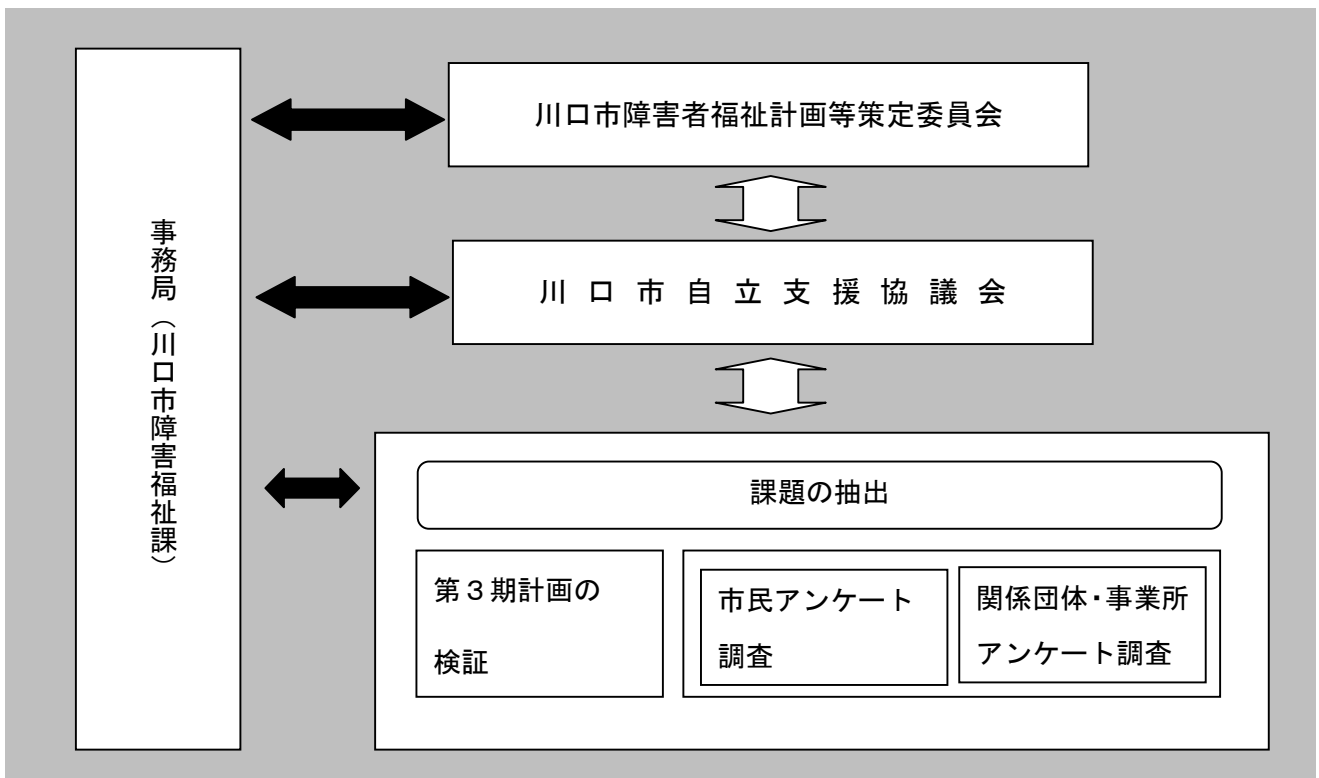
本計画は、平成 29 年度末の目標値を定める、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の計画です。

■ 計画期間

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
障害者 自立支援 福祉計画	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期		
障害者福祉 計画	川口市障 害者福祉 計画	川口市障害者 福祉計画（改訂）					川口市障害者 福祉計画（改訂）					

4 計画策定の体制

本計画策定の流れと検討体制は以下のとおりです。



なお、アンケート調査方法等については、以下のとおりです。

■ アンケート調査の実施概要

	① 市民アンケート	② 関係団体 アンケート	③ 事業所アンケート
調査対象	主として障害者手帳をお持ちの方	市内の障害者にかかる活動団体	平成26年8月1日現在、市内にて障害者福祉サービスを提供している事業所
抽出法	抽出 (平成26年8月1日現在)	全数 (平成26年8月1日現在)	全数 (平成26年8月1日現在)
配布数	1,800人	35団体	50事業所
回収数 (回収率)	735人 (40.8%)	23団体 (65.7%)	44事業所 (88.0%)
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	平成26年8月19日～9月1日		

第2章 障害のある人の状況と第3期計画の取組状況

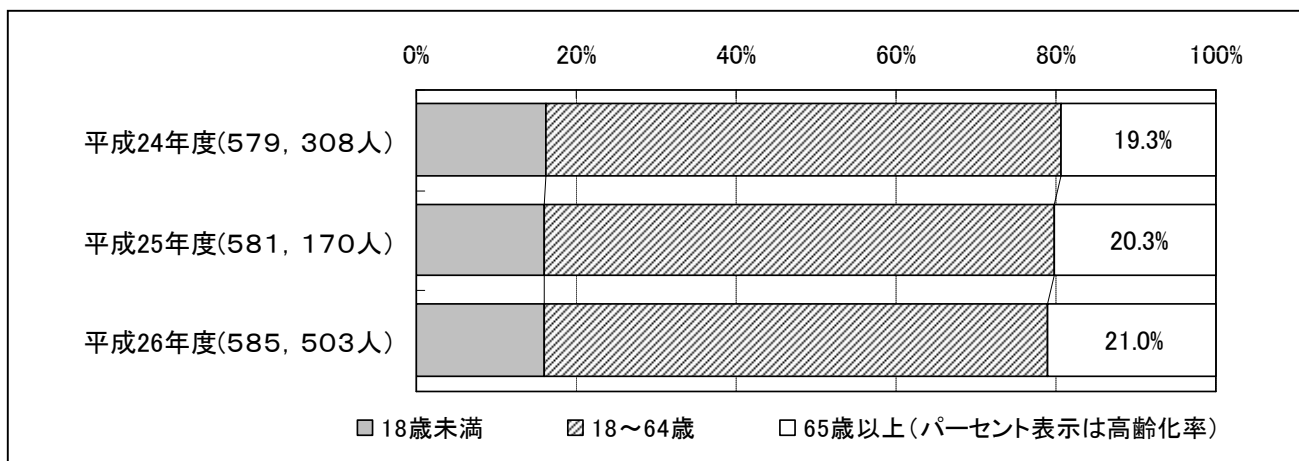
1 障害のある人の状況

(1) 本市の人口

平成26年4月1日時点で、本市の人口は585,503人（住民基本台帳人口）となっており、震災直後の平成24年度から平成25年度には増加傾向が一時鈍化しましたが、平成26年度以降再度増加傾向となっています。

高齢化率（65歳以上人口）の割合は、平成24年度の19.3%に対して、平成26年度には21.0%となっています。

■ 本市の人口比率の推移



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	93,784	93,400	93,454
18～64歳	373,563	370,063	369,108
65歳以上	111,961	117,707	122,941
高齢化率	19.3%	20.3%	21.0%

(2) 障害者手帳の所持者

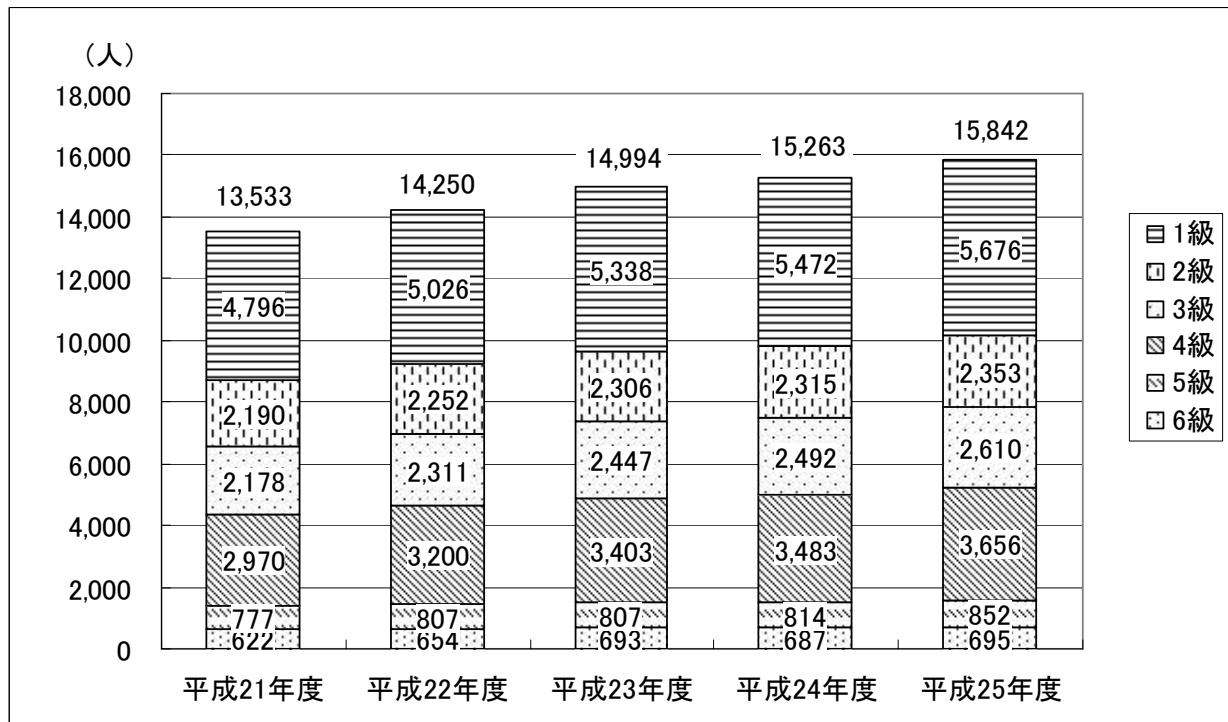
① 身体障害者

平成26年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は15,842人となっています。

平成25年度の手帳の等級の分布で見ると、1級が35.8%、2級が14.9%であり、あわせて50.7%と半数が重度障害者の方となっています。障害の内容で見ると「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が53.9%と最も多く、次いで「内部障害」が31.0%の順となっています。

年齢別で見ると、18歳未満の障害児はほぼ横ばいの人数となっており、18歳以上の障害者数が増加している状況です。

■ 身体障害者手帳所持者の等級別推移 (各年度3月末)

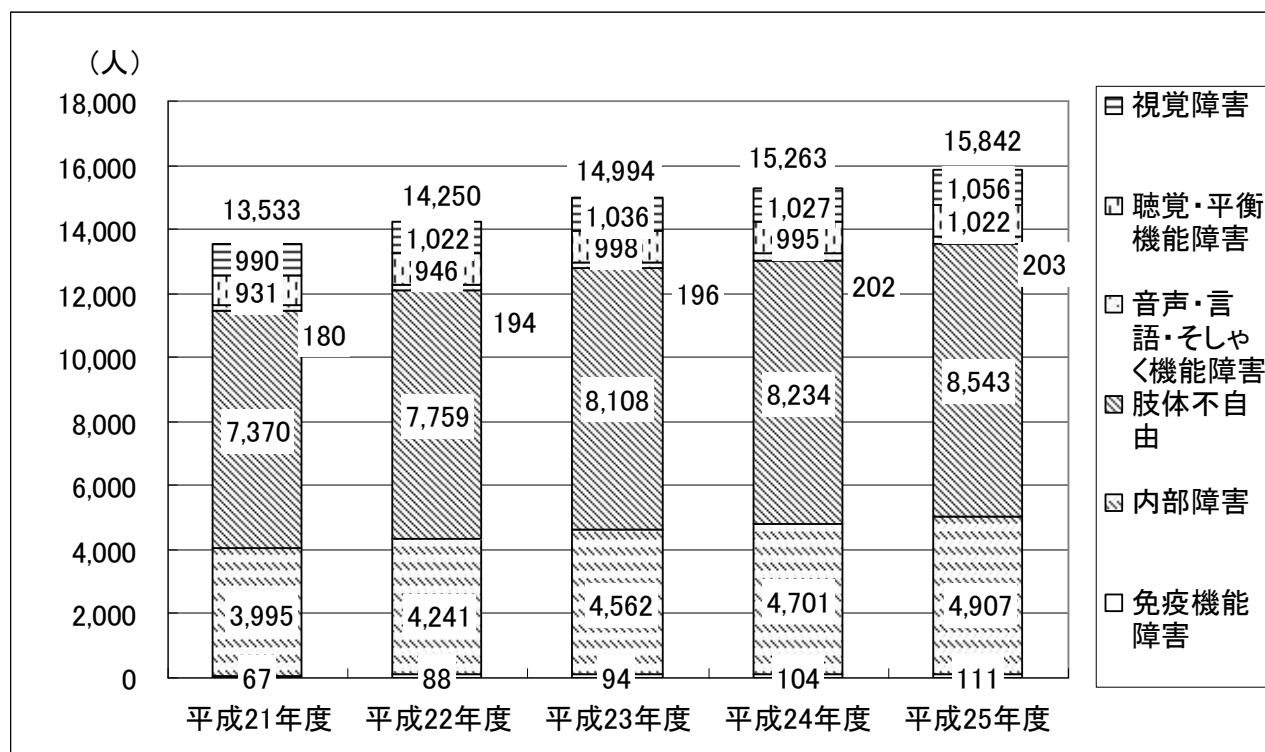


(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1級	4,796	5,026	5,338	5,472	5,676	35.8%
2級	2,190	2,252	2,306	2,315	2,353	14.9%
3級	2,178	2,311	2,447	2,492	2,610	16.5%
4級	2,970	3,200	3,403	3,483	3,656	23.1%
5級	777	807	807	814	852	5.4%
6級	622	654	693	687	695	4.4%
合計	13,533	14,250	14,994	15,263	15,842	100.0%

注: %は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 身体障害者手帳所持者の障害別推移（各年度3月末）

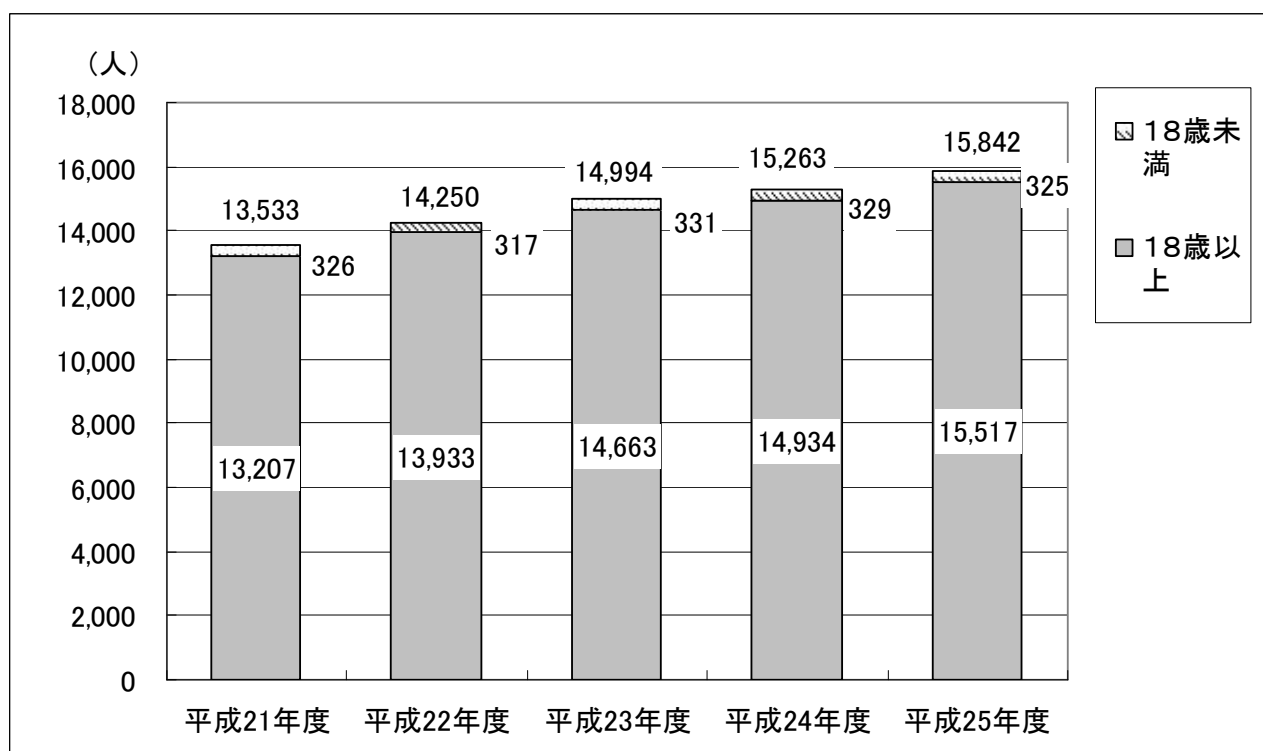


（単位：人）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	増減
視覚障害	990	1,022	1,036	1,027	1,056	6.7% 66
聴覚・平衡機能障害	931	946	998	995	1,022	6.5% 91
音声・言語・そしゃく機能障害	180	194	196	202	203	1.3% 23
肢体不自由	7,370	7,759	8,108	8,234	8,543	53.9% 1,173
内部障害	3,995	4,241	4,562	4,701	4,907	31.0% 912
免疫機能障害	67	88	94	104	111	0.7% 44
合計	13,533	14,250	14,994	15,263	15,842	100.0% 2,309

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 身体障害者手帳所持者の年齢別推移（各年度3月末）



（単位：人）

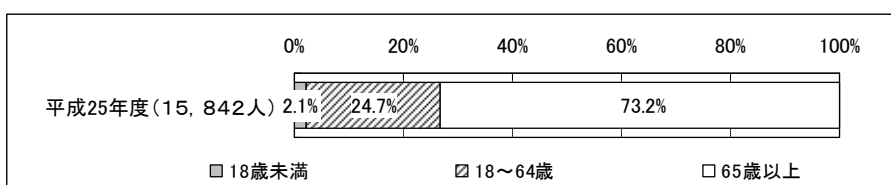
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
18歳未満	326	317	331	329	325	2.1%
18歳以上	13,207	13,933	14,663	14,934	15,517	97.9%
合計	13,533	14,250	14,994	15,263	15,842	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

（参考）

（単位：人）

	平成25年度	
18歳未満	325	2.1%
18～64歳	3,918	24.7%
65歳以上	11,599	73.2%
合計	15,842	100.0%



注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

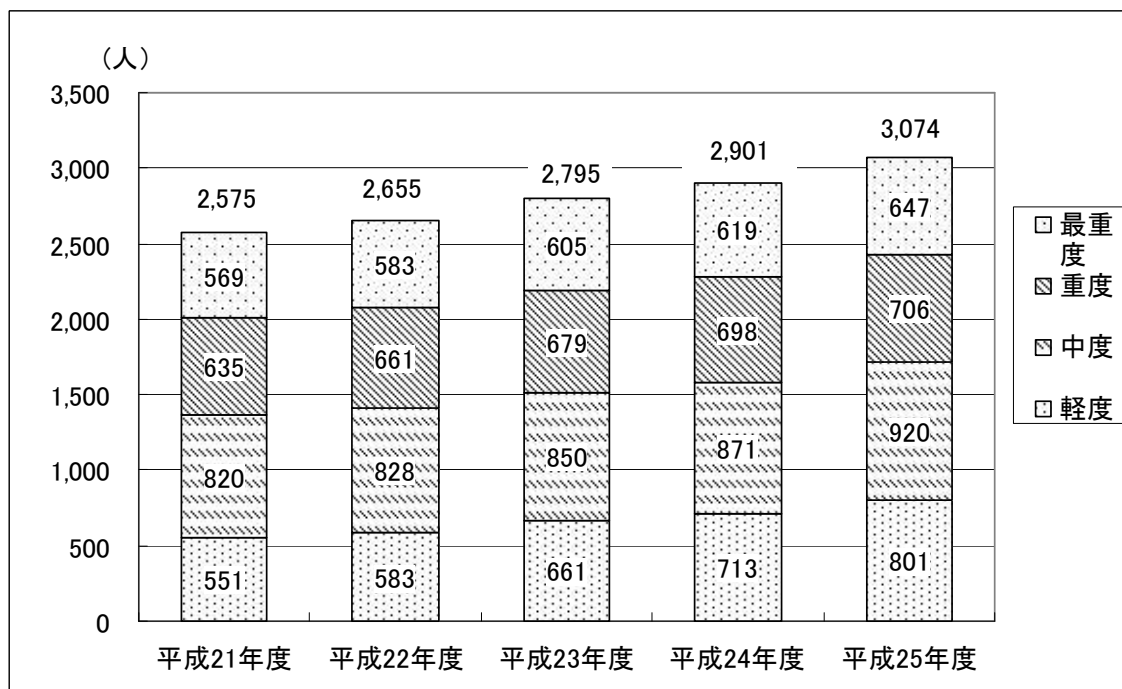
② 知的障害者

平成 26 年 3 月 31 日現在、療育手帳所持者は 3,074 人となっています。

等級では、重度障害者（最重度・重度）の方が 44.0%を占めています。なお、この 5 年の推移で見ると「軽度」の方が 1.45 倍に増加しているのが特徴です。

また、年齢別で見ると、18 歳以上が多くなっています。

■ 療育手帳所持者の等級別推移（種類別：各年度 3 月末）

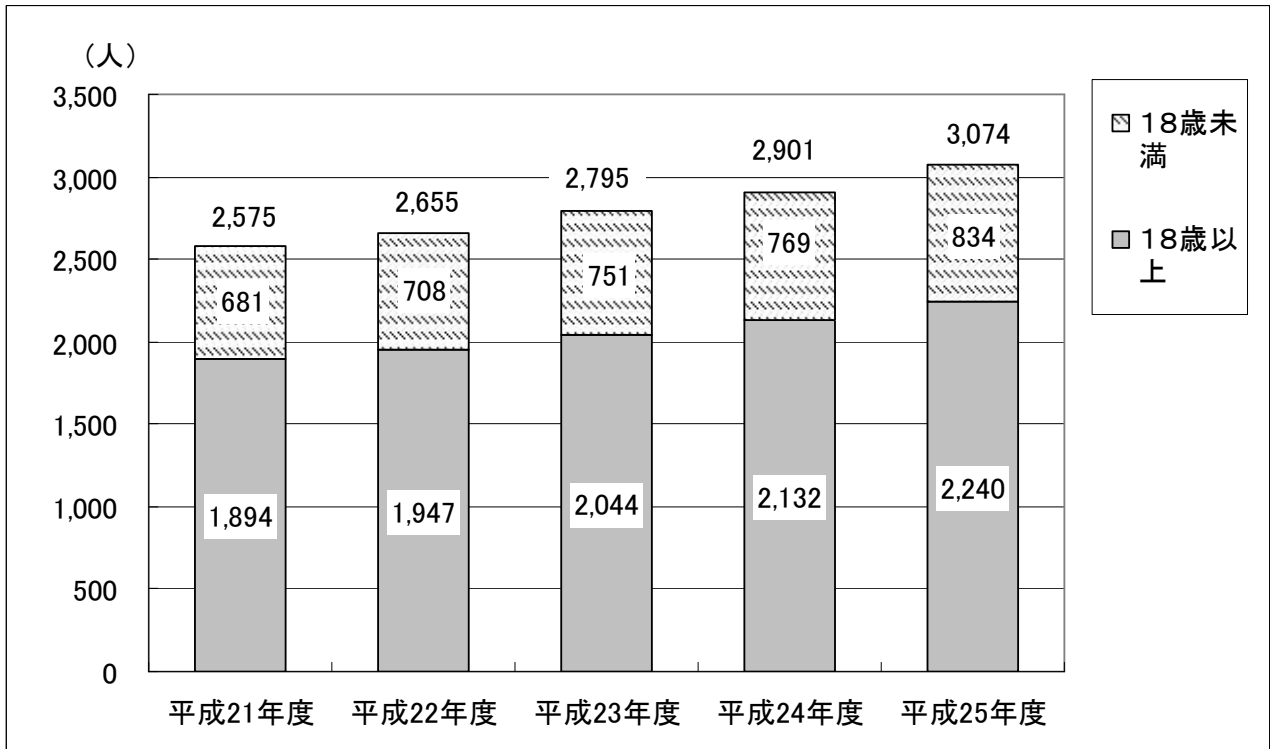


(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
最重度	569	583	605	619	647	21.0%
重度	635	661	679	698	706	23.0%
中度	820	828	850	871	920	29.9%
軽度	551	583	661	713	801	26.1%
合計	2,575	2,655	2,795	2,901	3,074	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が 100%にならない場合がある

■ 療育手帳所持者の年齢別推移（各年度3月末）



（単位：人）

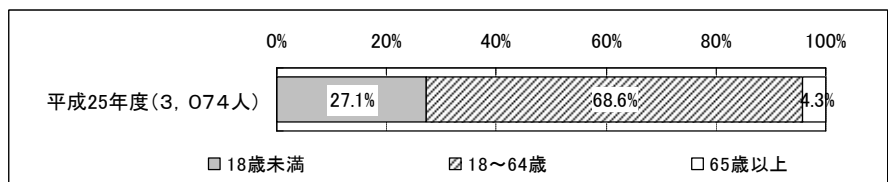
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
18歳未満	681	708	751	769	834	27.1%
18歳以上	1,894	1,947	2,044	2,132	2,240	72.9%
合計	2,575	2,655	2,795	2,901	3,074	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

（参考）

（単位：人）

	平成25年度	
18歳未満	834	27.1%
18～64歳	2,108	68.6%
65歳以上	132	4.3%
合計	3,074	100.0%



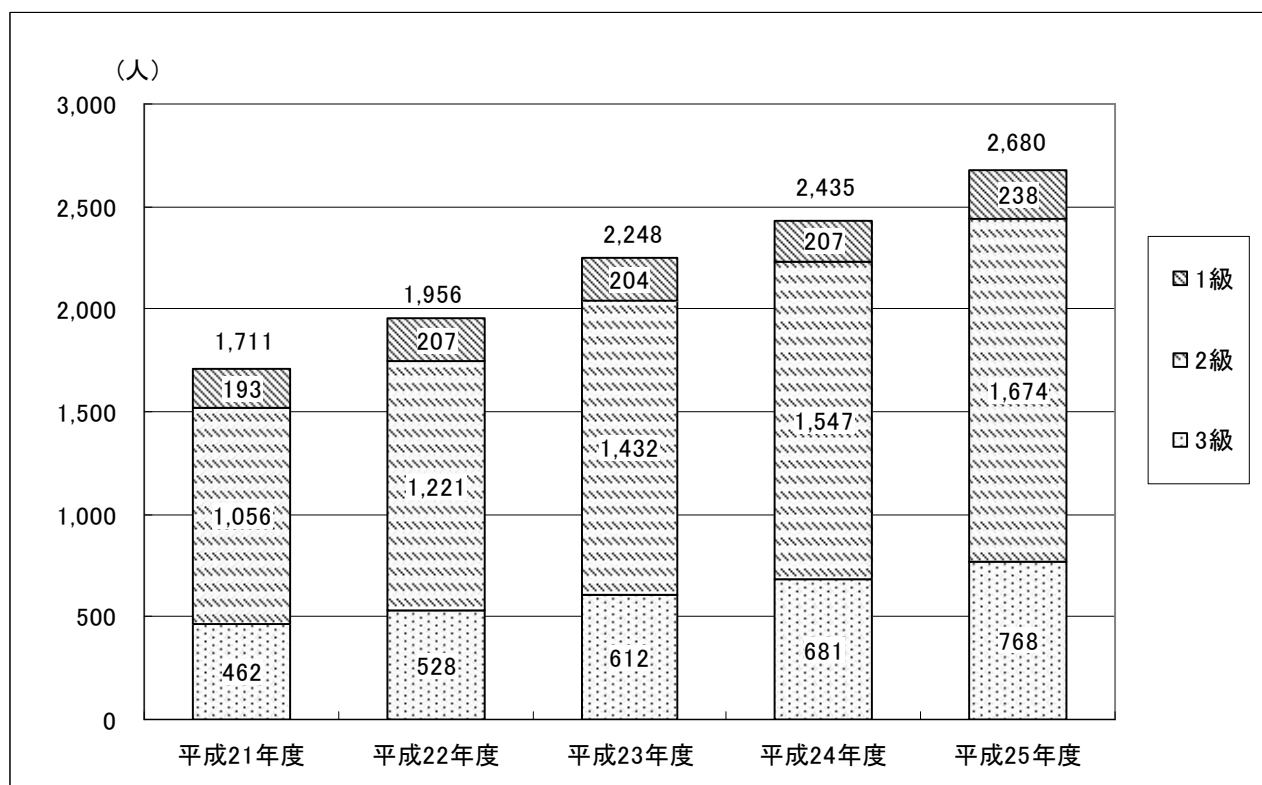
注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

③ 精神障害者

平成 26 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、2,680 人となっており、手帳の等級区分では 2 級が 62.5%、3 級が 28.7%、1 級が 8.9%となっています。

また、障害者自立支援医療（精神通院）の受給者は 6,364 人です。疾病分類別に見ると、「気分障害」が 40.9%、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が 32.8%と 3 割を超えています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

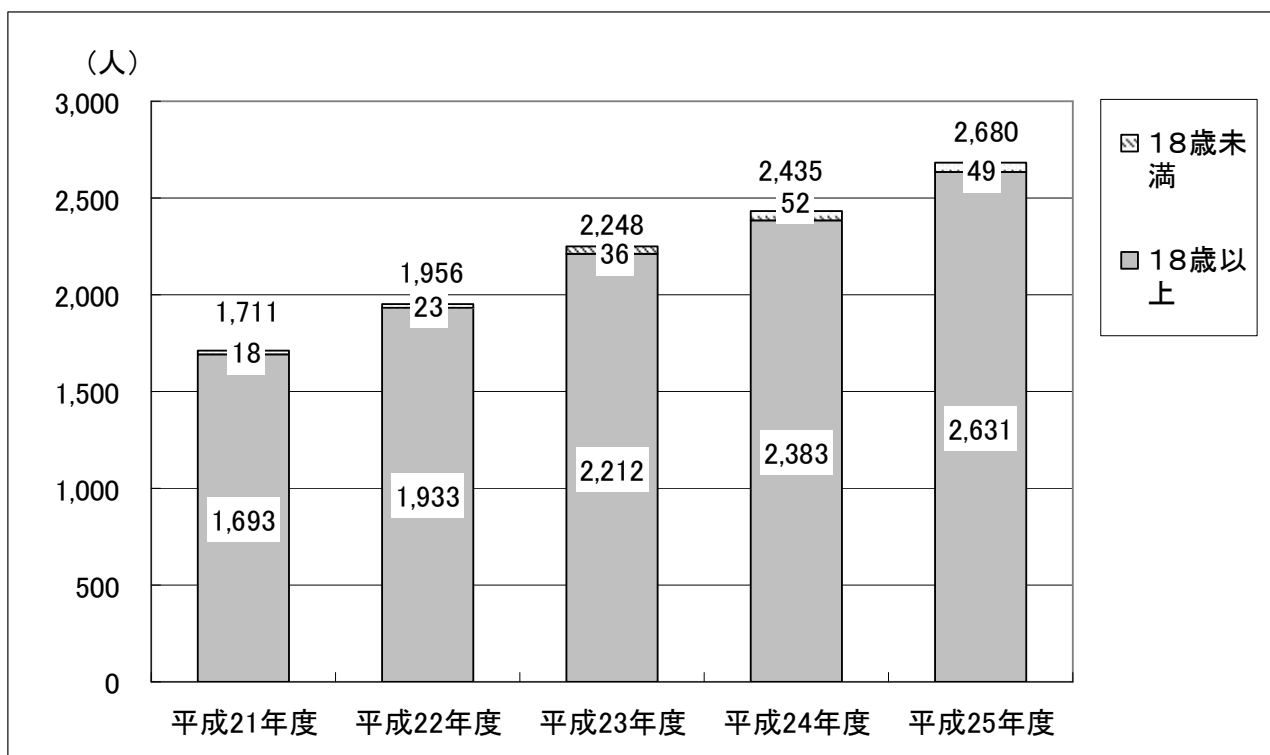


(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1級	193	207	204	207	238	8.9%
2級	1,056	1,221	1,432	1,547	1,674	62.5%
3級	462	528	612	681	768	28.7%
合計	1,711	1,956	2,248	2,435	2,680	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が 100%にならない場合がある

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移（各年度3月末）



(単位:人)

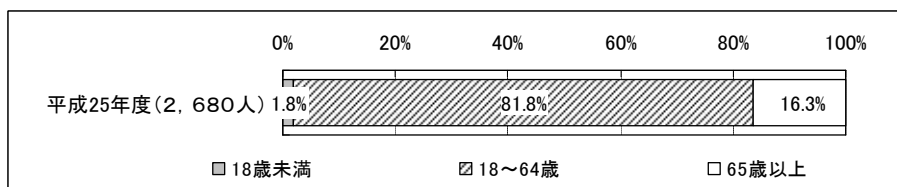
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
18歳未満	18	23	36	52	49	1.8%
18歳以上	1,693	1,933	2,212	2,383	2,631	98.2%
合計	1,711	1,956	2,248	2,435	2,680	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

(参考)

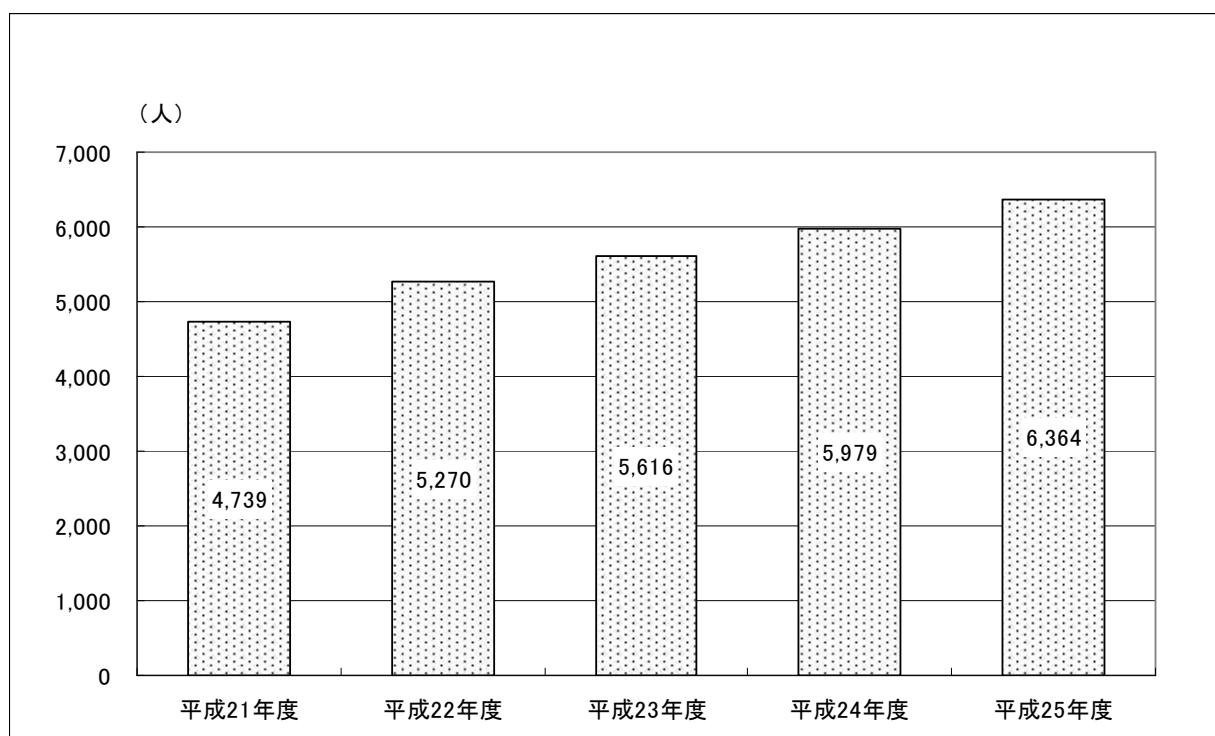
(単位:人)

	平成25年度	
18歳未満	49	1.8%
18～64歳	2,193	81.8%
65歳以上	438	16.3%
合計	2,680	100.0%



注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 障害者自立支援医療費（精神通院）受給者の推移（種類別：各年度3月末）

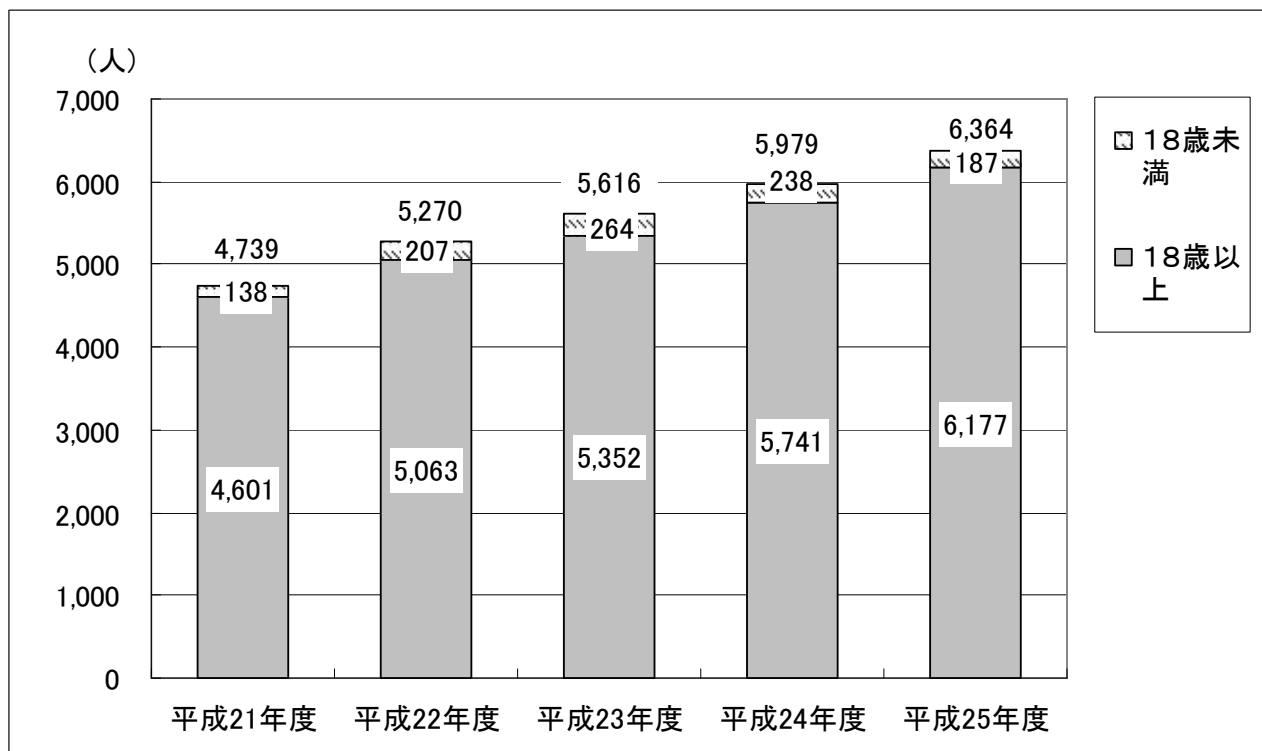


（単位：人）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
(1)病状性を含む器質性精神障害	116	149	168	215	245	3.8%
(2)精神作用物質使用による精神及び行動の障害	136	146	148	135	145	2.3%
(3)統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,869	1,923	1,953	2,016	2,086	32.8%
(4)気分障害	1,851	2,075	2,220	2,404	2,600	40.9%
(5)神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	271	329	410	434	479	7.5%
(6)生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	20	18	20	29	28	0.4%
(7)成人の人格及び行動の障害	32	32	25	24	29	0.5%
(8)精神遅滞	38	40	46	56	58	0.9%
(9)心理的発達の障害	24	46	63	86	104	1.6%
(10)小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能	21	70	103	87	78	1.2%
(11)てんかん	337	354	397	401	402	6.3%
(12)その他の精神障害	0	0	0	0	0	0.0%
(13)分類不明	24	88	63	92	110	1.7%
合計	4,739	5,270	5,616	5,979	6,364	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

■ 障害者自立支援医療費（精神通院）受給者の年齢別推移（各年度3月末）



(単位:人)

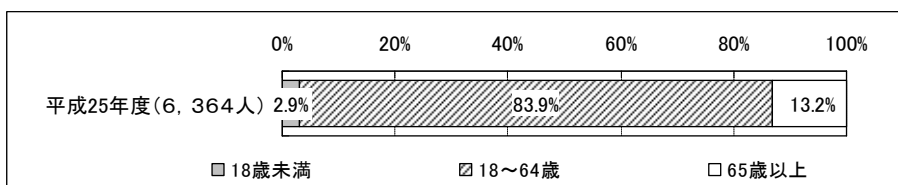
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
18歳未満	138	207	264	238	187	2.9%
18歳以上	4,601	5,063	5,352	5,741	6,177	97.1%
合計	4,739	5,270	5,616	5,979	6,364	100.0%

注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

(参考)

(単位:人)

	平成25年度	
18歳未満	187	2.9%
18～64歳	5,337	83.9%
65歳以上	840	13.2%
合計	6,364	100.0%



注：％は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある

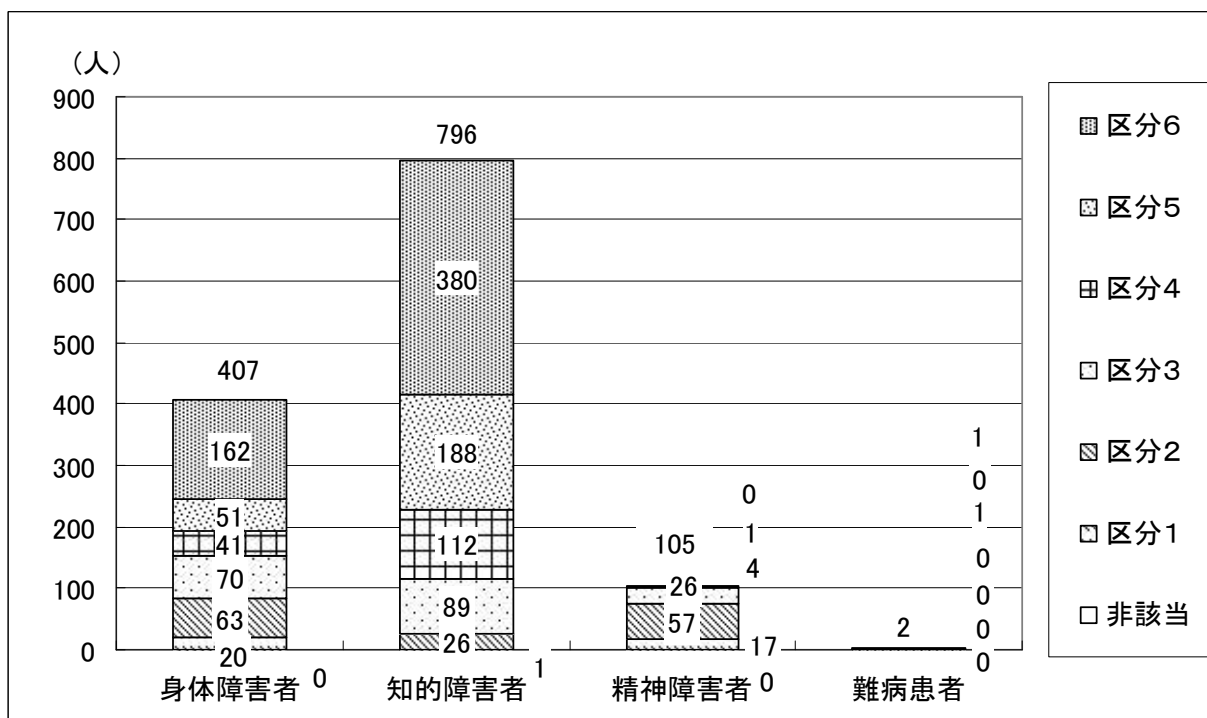
④ 障害支援区分認定

平成 26 年 3 月 31 日現在、障害支援区分認定者は 1,310 人で「区分 6」が 41.5%と最も多く、「区分 5」が 18.3%と続いています。

障害種別でみると、知的障害者が 796 人と最も多く、身体障害者が 407 人、精神障害者が 105 人、難病が 2 人となっています。

知的障害者、身体障害者いずれも「区分 6」が最も多く、知的障害者で 47.7%、身体障害者で 39.8%を占めています。精神障害者で最も多いのは「区分 2」で 54.3%を占めています。

■ 障害支援区分認定の状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）



(単位：上段人・下段%)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害者	0	20	63	70	41	51	162	407
	0.0	4.9	15.5	17.2	10.1	12.5	39.8	100.0
知的障害者	0	1	26	89	112	188	380	796
	0.0	0.1	3.3	11.2	14.1	23.6	47.7	100.0
精神障害者	0	17	57	26	4	1	0	105
	0.0	16.2	54.3	24.8	3.8	1.0	0.0	100.0
難病患者	0	0	0	0	1	0	1	2
	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0
合計	0	38	146	185	158	240	543	1,310
	0.0	2.9	11.1	14.1	12.1	18.3	41.5	100.0

注：%は四捨五入しているため、合計値が 100%にならない場合がある

2 第3期計画の取組状況

(1) 障害福祉サービスの進捗

第3期計画における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下の通りです。

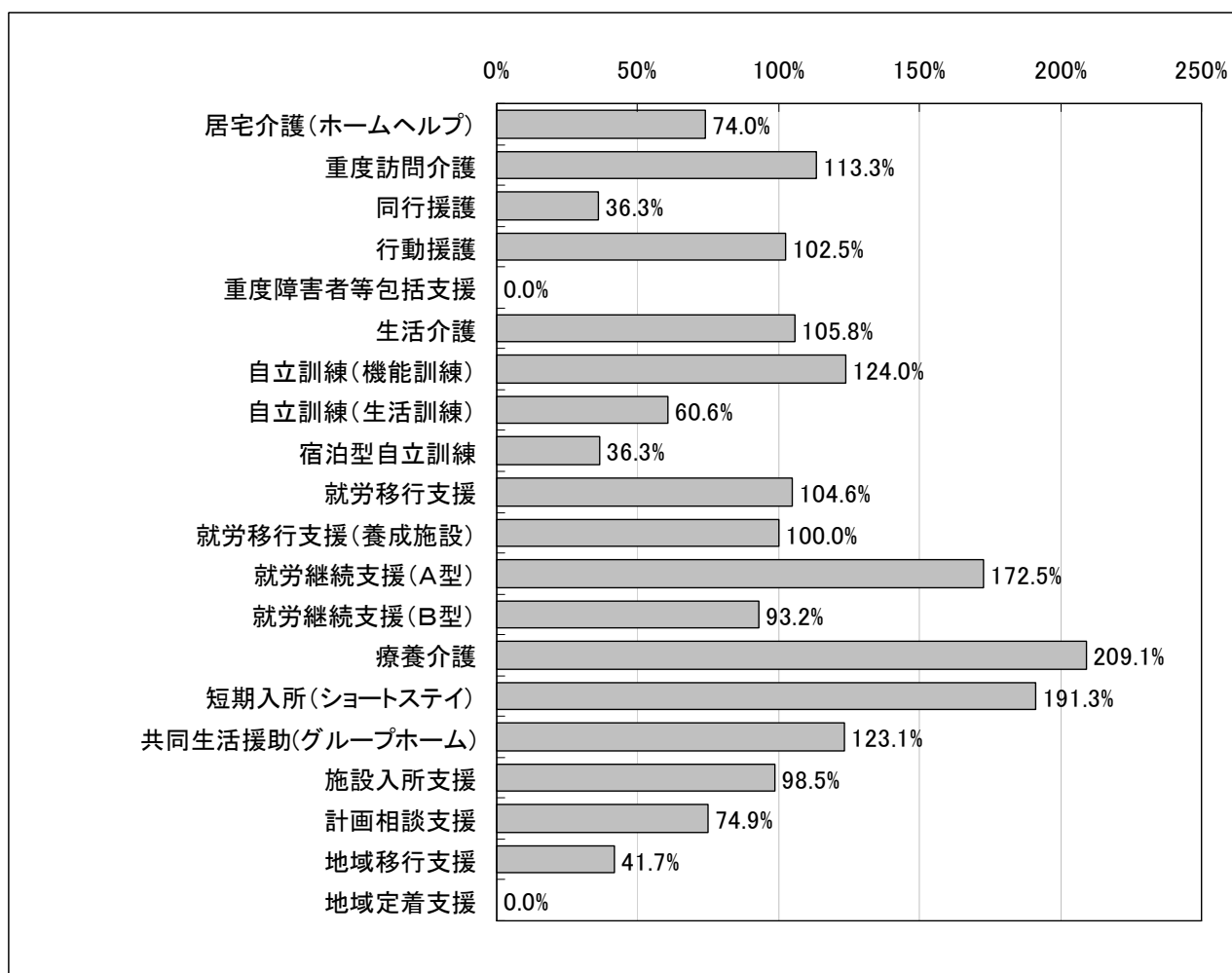
全体の進捗状況をみると、計画値を大幅に上回ったのが「療養介護」「就労継続支援（A型）」「短期入所（ショートステイ）」となっています。

一方、達成率が50%未満のものは「宿泊型自立訓練」「地域移行支援」となっています。また、実績値が「0」のものは「重度障害者等包括支援」「地域定着支援」となっています。

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度		進捗率
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
(1) 訪問系サービス								
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,353	10,078	12,942	10,350	14,754	10,912	74.0%
	人数	439	401	500	428	570	452	79.3%
重度訪問介護	時間	4,200	3,647	4,200	5,090	4,550	5,156	113.3%
	人数	12	9	12	11	13	11	84.6%
同行援護	時間	2,000	854	2,400	836	2,800	1,015	36.3%
	人数	50	54	60	52	70	56	80.0%
行動援護	時間	1,260	1,503	1,440	1,497	1,620	1,661	102.5%
	人数	35	40	40	53	45	53	117.8%
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0	0	0	0	-
	人数	0	0	0	0	0	0	-
(2) 日中活動系サービス								
生活介護	人日分	12,600	13,023	13,200	13,803	13,800	14,601	105.8%
	人数	630	622	660	666	690	707	102.5%
自立訓練 (機能訓練)	人日分	225	335	225	329	225	279	124.0%
	人数	25	27	25	29	25	20	80.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日分	540	217	540	310	540	327	60.6%
	人数	30	14	30	17	30	21	70.0%
宿泊型自立訓練	人日分	930	159	930	353	930	338	36.3%
	人数	30	10	30	12	30	15	50.0%
就労移行支援	人日分	1,300	1,249	1,500	1,262	1,700	1,779	104.6%
	人数	65	69	75	70	85	106	124.7%
就労移行支援 (養成施設)	人日分	20	20	20	0	20	20	100.0%
	人数	1	1	1	0	1	1	100.0%
就労継続支援 (A型)	人日分	520	485	540	723	560	966	172.5%
	人数	26	24	27	36	28	47	167.9%
就労継続支援 (B型)	人日分	10,000	9,896	10,400	9,907	11,000	10,247	93.2%
	人数	500	521	520	537	550	552	100.4%
療養介護	人日分	620	1,426	651	1,455	682	1,426	209.1%
	人数	20	46	21	47	22	46	209.1%
短期入所 (ショートステイ)	人日分	240	280	240	350	240	459	191.3%
	人数	30	42	30	44	30	66	220.0%
(3) 居住系サービス								
共同生活援助	人数	50	54	55	65	160	197	123.1%
共同生活介護	人数	90	106	95	123	-	-	-
施設入所支援	人数	320	309	330	301	340	335	98.5%
(4) 相談支援								
計画相談支援	人数	110	15	150	280	820	614	74.9%
地域移行支援	人数	12	1	12	3	12	5	41.7%
地域定着支援	人数	13	0	13	0	13	0	0.0%

注：平成26年度から共同生活介護は共同生活援助に一元化されている

■ 障害福祉サービスの進捗率



(2) 障害福祉サービスの取組状況

第3期計画で定めた取り組みの方向に対して、その取り組み状況は下表のとおりとなっています。

① 訪問系サービス

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	ヘルパーの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての障害に対するヘルパー研修の実施 ○ ヘルパー相互の情報交換の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が社会福祉協議会に委託し、障害者居宅サービス技術援助事業として、障害者居宅サービス内容検討会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業所に案内を出しているが参加事業所の数が伸び悩んでいる。
②	ヘルパー事業所の拡大と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他機関で行われる研修等の継続的な周知 ○ 介護保険事業所に対する障害者総合支援法の周知と、障害福祉サービスへの関与、促進 ○ ヘルパー事業所に対する職員派遣を含めた障害福祉サービス提供に関する指導や支援の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会に新たに介護事業所協議会に参画してもらい連携を強化。 ・各ヘルパー事業所で開催されている勉強会等に依頼があれば積極的に参加し、制度説明等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主管的な役割分担等が明確になっておらず、定期的な開催に至っていない。 ・事業所間で解釈や運用が異なる場面があり、認識にずれが生じていることがある。
③	相談支援事業所とヘルパー事業所の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘルパー事業所が抱える困難ケースに対する相談支援事業所等の連携サポート体制のさらなる充実 ○ 障害者ケアマネジメントの技法を活用した、障害福祉サービス提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会でケアマネジメント学習会を実施。 ・計画相談の導入により、ヘルパー事業所との連携を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は特定相談支援事業所との連携が重要。
④	支給基準による障害福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川口市自立支援協議会等の意見を参考とした支給基準の継続的な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給基準の見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用を事業所に周知することが必要。

	第3期の 取組の方向	第3期計画の 重点的な取組	実施結果	課題
⑤	適切なサービスの 支給	○ 適切なサービス利用の調整を行うための、サービス更新時等におけるアセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談の開始により、適時、アセスメントを行い、ニーズに沿ったサービスが支給できるようになった。 ・児童については、放課後等デイサービスの普及により、ニーズが整理されてきた。 ・特定相談支援事業所と委託相談支援事業所が連携をしながら適切なサービス支給につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた制度の中でサービス計画を立てなければならぬとの感覚もあり、利用しづらい面もある。

② 日中活動系サービ

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	地域及び利用者ニーズに合わせた設置・配置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者自ら施設を選べる環境づくりと情報提供の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人以外の家庭問題など、数値化されない困難さがある方たちへの支援の必要性。 ・ 発達障害、触法関係の方たちへの支援の必要性。 ・ 重心の方たちへの支援の必要性がある。ノウハウの共有や、訪問看護との連携も必要。 ・ 選んだ施設を利用することのできるような状況づくりの必要性。 ・ 就労継続支援B型、地域活動支援センターが就労に結びつかなかった方の受け皿として、どのような役割を果たすべきか検討することが必要。 ・ 地域移行支援が進み、病院や施設から地域に出てきた方たちの居場所としてどのような施設が必要か検討することが必要。
②	就労支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川口市障害者就労支援センターと各事業所の連携強化の推進 ○ 就労に関する行政機関や社会基盤と連携した就労移行の推進 ○ 川口市自立支援協議会日中活動部会における就労支援のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県南地域でのネットワークを強化することができた。 ・ 連絡会や部会を通じて情報交換、共有をし、連携を図ることができた。 ・ 県に設置されている雇用開拓員と就労実習情報の交換や共有が行うことができた。 ・ 毎年シンポジウムを開催し、市内全ての就労移行支援事業所が参加し、「顔の見える関係」になることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の質の強化、就労後の定着支援の強化が必要。 ・ 就労移行支援事業所間の更なる連携を強化し、人材育成や支援技術、意識の共有が必要。 ・ 支援の方針や情報の共有をスムーズに行うため、就労移行支援事業所と相談支援事業所の連携の強化が必要。特に個別給付の対象にならない人（ニーズの表明ができない、状況整理に支援が必要な人）については連携が必要。 ・ 就労までにやや時間が必要な人に、どのような支援が必要かを検討する。

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
③	市内施設間の連携を図る支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設職員の交流や研修による施設間の格差是正や意識の向上 ○ 川口市自立支援協議会むすぶ部会におけるネットワークの強化の検討 ○ 川口市障害者施設運営団体連絡会への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域を設定し、防災を入口に施設間のネットワークの強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の特性（得意、不得意）を明確にし、施設間がわかりあえるネットワークづくりが求められている。 ・施設間の連携はできているが、一部の職員のみでの共有となっているので、職場内の共有や交流が必要。
④	障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用希望者に対する、障害者ケアマネジメントの手法を活用した相談や適切な支援の実施 ○ 一時入所事業（しらゆりの家）などの、市独自事業の有効活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント学習会の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に入るための支援「意思決定支援」など、サービス内容以外の、支援者との関わりに基づく支援（生活支援）が必要。 ・地域で豊かに安心できる生活を継続するためには、制度や法律が想定しない支援の検討が必要。 ・アウトリーチ支援を含めた「ひきこもり」に対する支援の検討が必要。 ・支援技術の向上とともに、チームアプローチの向上、相互理解、関係性（ネットワーク）づくりが必要。 ・制度を越えた支援が実態として存在する。それをどうクリアしていくのか、制度化していくのか考える必要がある。 ・訪問型の支援が必要となってくる。

③ 居住系サービス

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	グループホーム、ケアホームの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設機能のレベルアップと事業の充実 ○ 施設運営や経営健全化に対する助言 ○ 利用者の健康管理の向上に向けた、研修機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・すまいプロジェクトチームにて、サービス管理責任者及び世話人を対象とした交流会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準に伴う設備投資費用。
②	拠点となる通過型総合施設の設置の研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者も含めた、現在の滞留型の入所・通所施設から通過型の総合施設への移行の研究 ○ 入所施設の確保についての検討 ○ 障害者やその家族の緊急時における体制についての継続的な検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内施設の一部が滞留型から通過型の施設を目指し、地域移行に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設では緊急時の利用に対応できていない印象がある。 ・新たな施設が開所となったが、緊急時の対応を含めた事業の検討が必要。
③	施設利用待機者の状況把握と入所調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズの把握と本人の生活能力に合わせた居住環境の設定 		<ul style="list-style-type: none"> ・表面化されたニーズであれば市で把握しているが、入所を希望していても家族の問題、情報不足で把握できないニーズもある。
④	地域移行・地域定着の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護担当部署と連携した事業の推進 ○ 地域移行・地域定着を支援するスタッフの養成・研修の実施 ○ 「地域移行促進会議」の継続開催の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者については、退院促進の動きがあり、グループホームに移行するケースが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者のケースはほとんどない。 ・施設や病院等で、地域移行を希望する人のニーズ把握が十分でない。

(3) 地域生活支援事業の進捗

第3期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下の通りです。

地域生活支援事業の達成状況は、「移動支援事業（実利用見込者）」「日中一時支援事業」が計画値を上回っています。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込	進捗率
(1) 相談支援事業							
① 相談支援事業							
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	10	10	10	10	10	10	100.0%
自立支援協議会 (実施箇所数)	1	1	1	1	1	1	100.0%
② 市町村相談支援機能強化事業 (実施箇所数)	10	10	10	10	10	10	100.0%
③ 住宅入居等支援事業 (実施箇所数)	1	1	1	1	1	1	100.0%
(2) 成年後見制度利用支援事業 (実施件数)	3	0	3	5	3	3	100.0%
(3) コミュニケーション支援事業							
手話通訳者派遣事業 (延利用者数)	1,250	1,154	1,250	1,202	1,250	1,200	96.0%
要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	9	17	9	15	9	9	100.0%
手話通訳者設置事業 (実設置者数)	1	1	1	1	1	1	100.0%
(4) 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具 (給付件数)	28	19	28	23	28	30	107.1%
自立生活支援用具 (給付見込件数)	59	66	59	72	59	79	133.9%
在宅療養等支援用具 (給付見込件数)	65	52	65	55	65	49	75.4%
情報・意思疎通支援用具 (給付見込件数)	80	79	80	91	80	55	68.8%
排泄管理支援用具 (給付見込件数)	7,900	8,078	8,370	8,022	8,880	8,201	92.4%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費) (給付見込件数)	14	7	14	11	14	6	42.9%
(5) 移動支援事業							
(実利用者数)	265	431	294	411	328	395	120.4%
(延利用時間数)	47,170	66,281	55,272	63,361	64,944	55,082	84.8%
(6) 地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター (実施箇所数)	9	9	10	10	12	10	83.3%
(延利用者数)	23,606	23,376	25,967	25,498	31,160	25,498	81.8%
(7) その他事業							
日中一時支援事業 (実施箇所数)	6	10	6	11	6	20	333.3%
(延利用者数)	300	25	300	41	300	62	20.7%
社会参加促進事業※ (実施事業数)	4	4	4	4	4	4	100.0%

※社会参加促進事業は、広報誌等点字訳・録音委託事業、運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業、リフト付自動車貸出委託事業の4事業。

(4) 地域生活支援事業の取組状況

第3期計画で定めた取り組みの方向に対して、その取り組み状況は下表のとおりとなっています。

	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
①	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に密着した身近な相談窓口の設置推進 ○ 専門職の配置を含めた、障害者総合相談窓口の設置を検討 ○ 地域の身近な相談者として期待される民生委員・児童委員に対する障害者理解促進のための研修等の実施 ○ 夜間、休日の相談支援体制の充実 ○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携、促進 ○ 障害者団体等のピアカウンセリング活動の支援 ○ サービス等利用計画を作成できる事業所の指定・推進、自己作成者への支援 ○ 障害者虐待相談窓口の設置 ○ 発達障害に対する相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10地区において、10箇所の相談支援事業所を設置。有資格者の専門職を配置し、3障害に加え、発達障害、難病、高次脳機能障害への相談に対応した。 ・総合相談窓口を障害福祉課内に設置した。 ・民生委員・児童委員協議会への参加や、個別支援を通じて連携を図った。地域を対象とした講演会などを通じて、啓発や理解促進のための取り組みを行った。 ・従来より実施している事業所の他、夜間、休日の相談体制に関しては新しい取り組みはなされていない。 ・身体・知的障害者相談員と個別支援を通じて連携を図った。自立支援協議会の委員として参画。 ・当事者団体の活動（主に精神分野）に参加し連携を図った。高次脳機能障害に関する情報交換会の開催。 ・委託以外に新規で指定を受けた特定相談支援事業所が17箇所設置された（平成26年11月末現在）。 ・委託相談支援センターが中心となり、市内3地区に分かれネットワークを形成し、会議や事例検討を通して課題の共有や相談員の力量向上を狙った取り組みを行った。特定相談支援事業所をサポートする仕組みとしても機能している。セルフプラン作成者への支援も実施。 ・虐待防止センターが障害福祉課内に設置された。 ・わかゆり学園発達障害児支援センターに加え、子育て相談課発達支援係が新設された。各委託支援センターにおいても相談体制をとっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援センターと特定相談支援事業所との更なる連携体制の構築。 ・サービス等利用計画の定着と質の向上。新規事業所の指定・推進の継続。 ・それぞれの相談支援事業所や、各地区でのネットワークの中から抽出された課題を共有し、今後の施策へつなげる具体的な取り組みや仕組みづくりの検討。 ・委託支援センターの基幹的役割を機能させる人材や力量の担保（人材育成）。 ・困難ケースや数値化しにくい困難さへの支援。相談員の配置基準や委託料の検討。
②	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用支援事業の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施見込量の3件は上回っている。 ・平成26年度に社会福祉協議会へ成年後見センターを委託。 ・NPOの市民後見団体との連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見込数値を見直すデータがあると良い。利用支援事業の普及啓発以前に、成年後見制度自体の周知が十分でない。潜在的なニーズの掘り起こし。
③	コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要約筆記奉仕員派遣事業充実のための要約筆記奉仕員の養成についての調査、研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県事業となったことから埼玉県が事業を実施 	

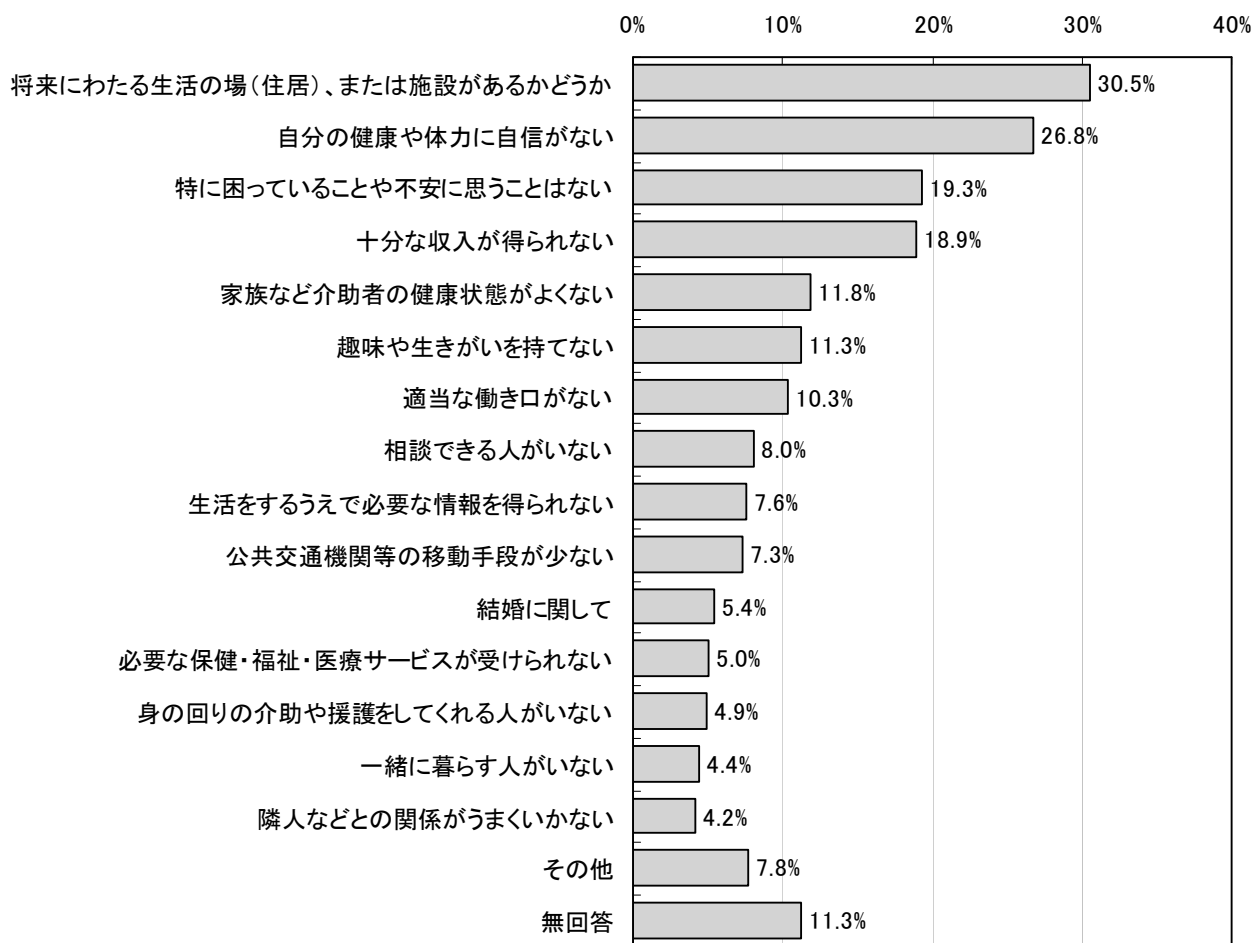
	第3期の取組の方向	第3期計画の重点的な取組	実施結果	課題
④	日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活用具給付事業の普及啓発 ○ 必要と認められる日常生活用具の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、ニーズを把握し、支給対象者や基準額の見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を認識していない利用者がいる。 ・技術開発による新用具の検討
⑤	移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績やニーズの把握に努め、より充実した制度となるための委託事業所の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用方法の周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に沿った制度を検討するため、自立支援協議会で現状の把握を行い、検討が必要。
⑥	地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害・高次脳機能障害・難病等の支援を必要とする方にも対応可能な事業所の充実と、新規事業所の参入に向けた選定委員会等の設置の検討 ○ 地域と連携した障害者の理解の促進とコミュニケーションづくりを行う事業の実施 ○ 仲間づくりのきっかけの場や就職者への支援等、利用者のニーズに応じた事業の実施 ○ 自助グループやボランティアの育成、ピアカウンセリング活動の支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター連絡会を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の地域活動支援センターの実施箇所数が計画値を下回っている。 ・支援内容の把握、事業内容の共有化、運営状況分析の検討をし、地域活動支援センターの役割をより明確化する作業が必要。 ・送迎を行っている事業所は一カ所で自主通所できる人でないと利用が難しい。 ・地域活動支援センター連絡会の機能拡充が必要。 ・マンパワー的に運営が厳しい状況であり、他の関係機関との連携（サポート体制作り）が必要。

3 アンケート調査にみる障害者ニーズや環境への評価

市民、関係団体等のアンケート調査結果から、次のような結果が得られました。

① 現在の生活で困っていること（市民アンケート・複数回答）

「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」が最も多く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」となっています。



（有効回答：735人）

（注）回答結果の構成比で、単数回答の場合は、四捨五入してあるため合計値が 100.0% にならない場合がある。
複数回答の場合は、%の合計値は 100.0%を越える場合がある。（以下省略）

② 障害福祉サービスの利用状況・認知状況（市民アンケート）

現在の利用状況が将来に対する希望を上回っているのは「放課後等デイサービス（障害児向けサービス）」のみとなっています。差が大きいサービスは、「相談支援」、「川口市障害者就労支援センター」、「短期入所」となっています。

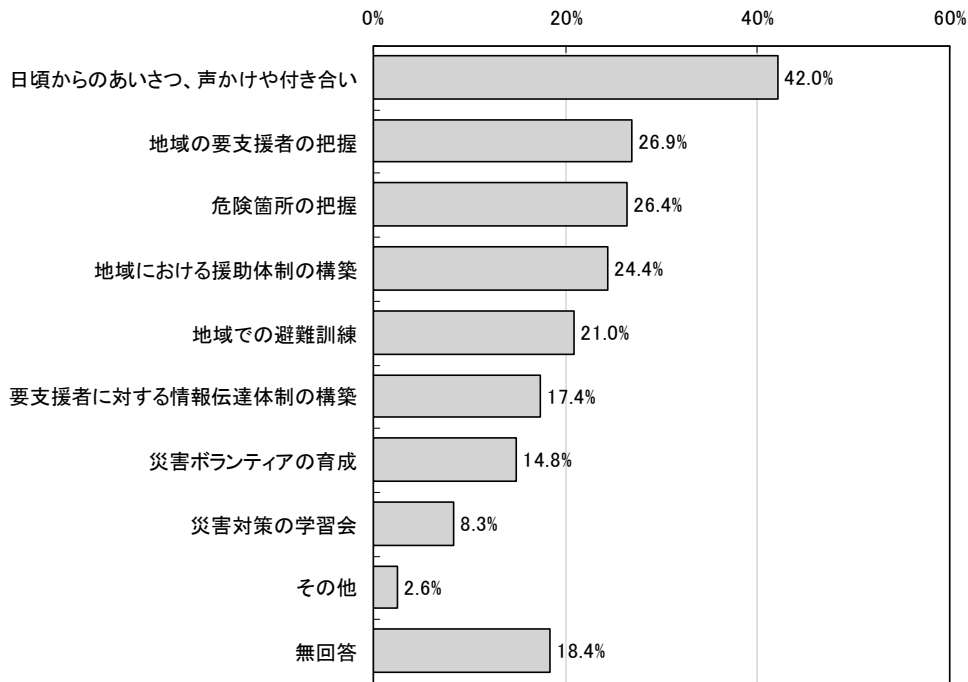
（有効回答：735人）

		現在利用しており、今後も利用したい	現在利用しているが、今後利用する予定はない	現在利用していないが、今後は利用したい	利用したいが空きがない・受け入れ事業所がない	現在利用していないし、今後利用する予定もない	どのようなサービスか知らない・わからない	無回答
居宅介護	人数	48	0	111	4	195	93	284
	構成比	6.5%	0.0%	15.1%	0.5%	26.5%	12.7%	38.6%
重度訪問介護	人数	5	0	85	4	217	107	317
	構成比	0.7%	0.0%	11.6%	0.5%	29.5%	14.6%	43.1%
行動援護	人数	15	1	106	4	162	142	305
	構成比	2.0%	0.1%	14.4%	0.5%	22.0%	19.3%	41.5%
重度障害者等包括支援	人数	5	1	73	2	182	149	323
	構成比	0.7%	0.1%	9.9%	0.3%	24.8%	20.3%	43.9%
放課後等デイサービス(障害児向けサービス)	人数	56	1	52	8	152	101	365
	構成比	7.6%	0.1%	7.1%	1.1%	20.7%	13.7%	49.7%
児童発達支援(障害児向けサービス)	人数	16	1	33	7	161	133	384
	構成比	2.2%	0.1%	4.5%	1.0%	21.9%	18.1%	52.2%
短期入所	人数	28	1	128	10	153	114	301
	構成比	3.8%	0.1%	17.4%	1.4%	20.8%	15.5%	41.0%
療養介護	人数	8	1	64	3	158	135	366
	構成比	1.1%	0.1%	8.7%	0.4%	21.5%	18.4%	49.8%
生活介護	人数	29	2	73	3	152	118	358
	構成比	3.9%	0.3%	9.9%	0.4%	20.7%	16.1%	48.7%
機能訓練(身体障害)	人数	14	0	68	1	164	116	372
	構成比	1.9%	0.0%	9.3%	0.1%	22.3%	15.8%	50.6%
生活訓練(知的・精神障害)	人数	20	0	105	4	134	119	353
	構成比	2.7%	0.0%	14.3%	0.5%	18.2%	16.2%	48.0%
就労移行支援	人数	10	2	99	4	132	116	372
	構成比	1.4%	0.3%	13.5%	0.5%	18.0%	15.8%	50.6%
就労継続支援	人数	30	1	98	3	126	109	368
	構成比	4.1%	0.1%	13.3%	0.4%	17.1%	14.8%	50.1%
施設入所	人数	14	0	88	6	140	120	367
	構成比	1.9%	0.0%	12.0%	0.8%	19.0%	16.3%	49.9%
共同生活援助(グループホーム)	人数	13	1	99	5	155	111	351
	構成比	1.8%	0.1%	13.5%	0.7%	21.1%	15.1%	47.8%
相談支援	人数	30	0	164	2	75	125	339
	構成比	4.1%	0.0%	22.3%	0.3%	10.2%	17.0%	46.1%
コミュニケーション支援	人数	2	1	58	1	165	136	372
	構成比	0.3%	0.1%	7.9%	0.1%	22.4%	18.5%	50.6%
日常生活用具給付等	人数	48	1	65	3	137	124	357
	構成比	6.5%	0.1%	8.8%	0.4%	18.6%	16.9%	48.6%
移動支援	人数	39	1	114	4	130	103	344
	構成比	5.3%	0.1%	15.5%	0.5%	17.7%	14.0%	46.8%
地域活動支援センター	人数	11	0	105	3	130	131	355
	構成比	1.5%	0.0%	14.3%	0.4%	17.7%	17.8%	48.3%
日中一時支援	人数	22	0	102	3	125	127	356
	構成比	3.0%	0.0%	13.9%	0.4%	17.0%	17.3%	48.4%
生活サポート	人数	13	0	90	2	145	123	362
	構成比	1.8%	0.0%	12.2%	0.3%	19.7%	16.7%	49.3%
自動車運転免許取得費助成	人数	1	0	38	1	196	119	380
	構成比	0.1%	0.0%	5.2%	0.1%	26.7%	16.2%	51.7%
自動車改造費助成	人数	1	0	39	1	187	126	381
	構成比	0.1%	0.0%	5.3%	0.1%	25.4%	17.1%	51.8%
住宅改修費助成	人数	8	1	104	3	141	119	359
	構成比	1.1%	0.1%	14.1%	0.4%	19.2%	16.2%	48.8%
川口市障害者就労支援センター	人数	18	1	133	4	111	126	342
	構成比	2.4%	0.1%	18.1%	0.5%	15.1%	17.1%	46.5%

③ 災害時の対応について（市民アンケート）

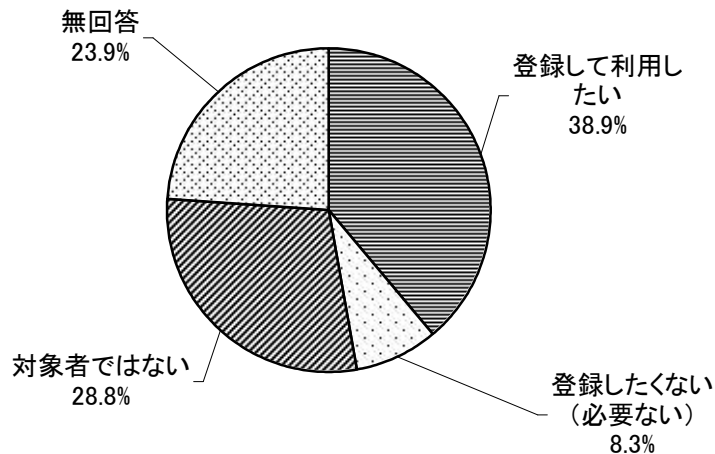
地域の災害時の備えとして重要なことについては、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」というように、日常生活での地域とのつながりが大切だという意見が多くなっています。また、避難行動要支援者登録制度の利用意向は、「登録して利用したい」方が比較的多くなっています。

■ 災害時の備えとして大事だと思うこと（複数回答）



（有効回答：735人）

■ 避難行動要支援者登録制度の利用意向

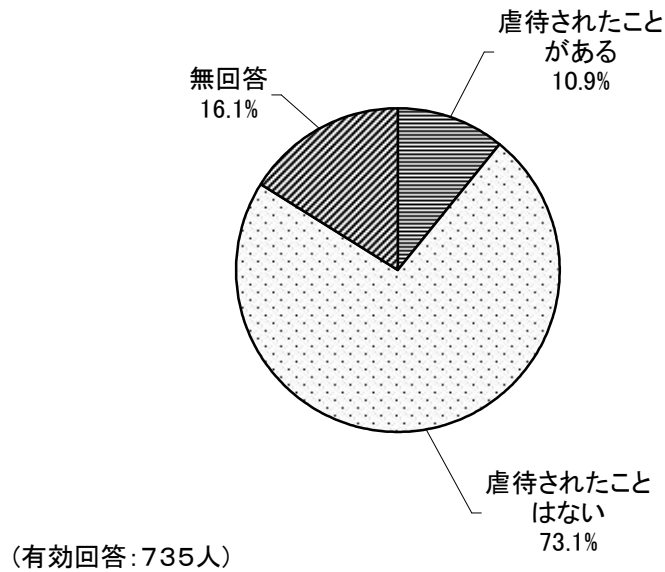


（有効回答：735人）

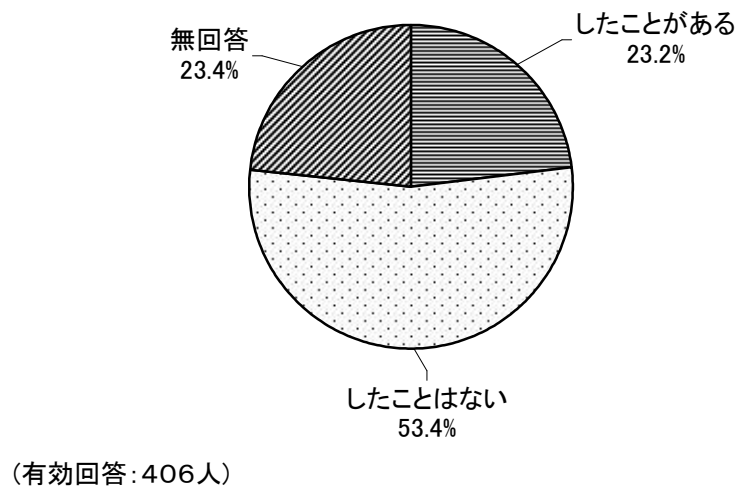
④ 虐待について(市民アンケート)

虐待を受けたことがあるかについては、「虐待されたことがある」が1割強でしたが、介助者では「(強く叱ったり、叩いたり) したことがある」が2割を超えており、周囲の見守りなどが必要です。

■ 虐待について(本人)



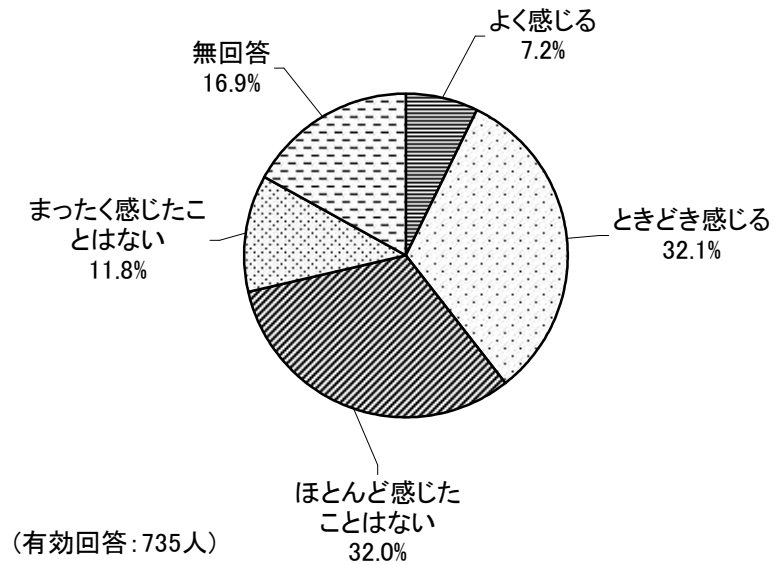
■ 介助していて強く叱ったり、叩いたりすることがあるかについて(介助者)



⑤ 差別について（市民アンケート）

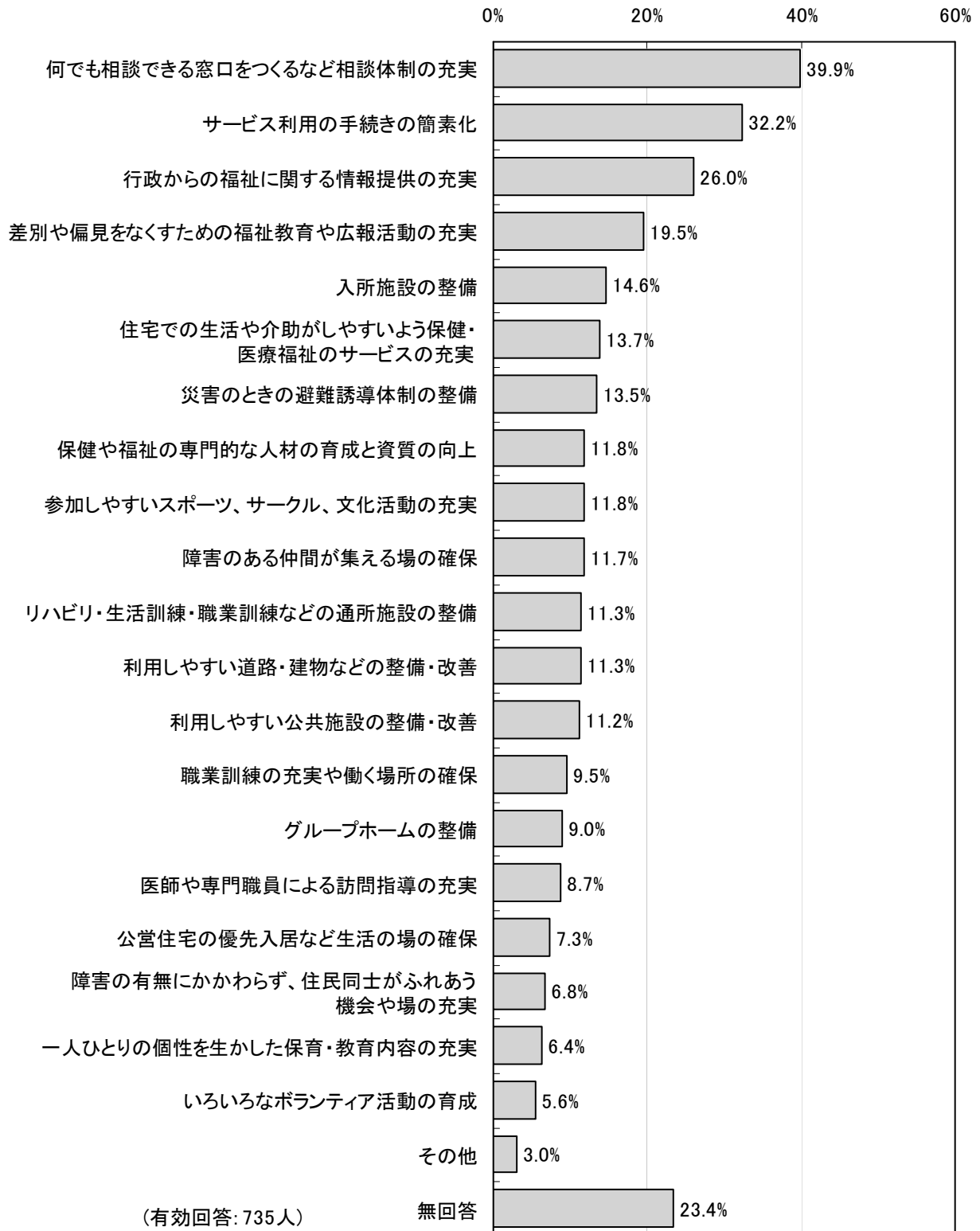
差別や偏見、疎外感を感じることはあるかについては、「よく感じる」「ときどき感じる」が約4割となっており、まだ社会的障壁が高いことがうかがわれます。

■ 差別について



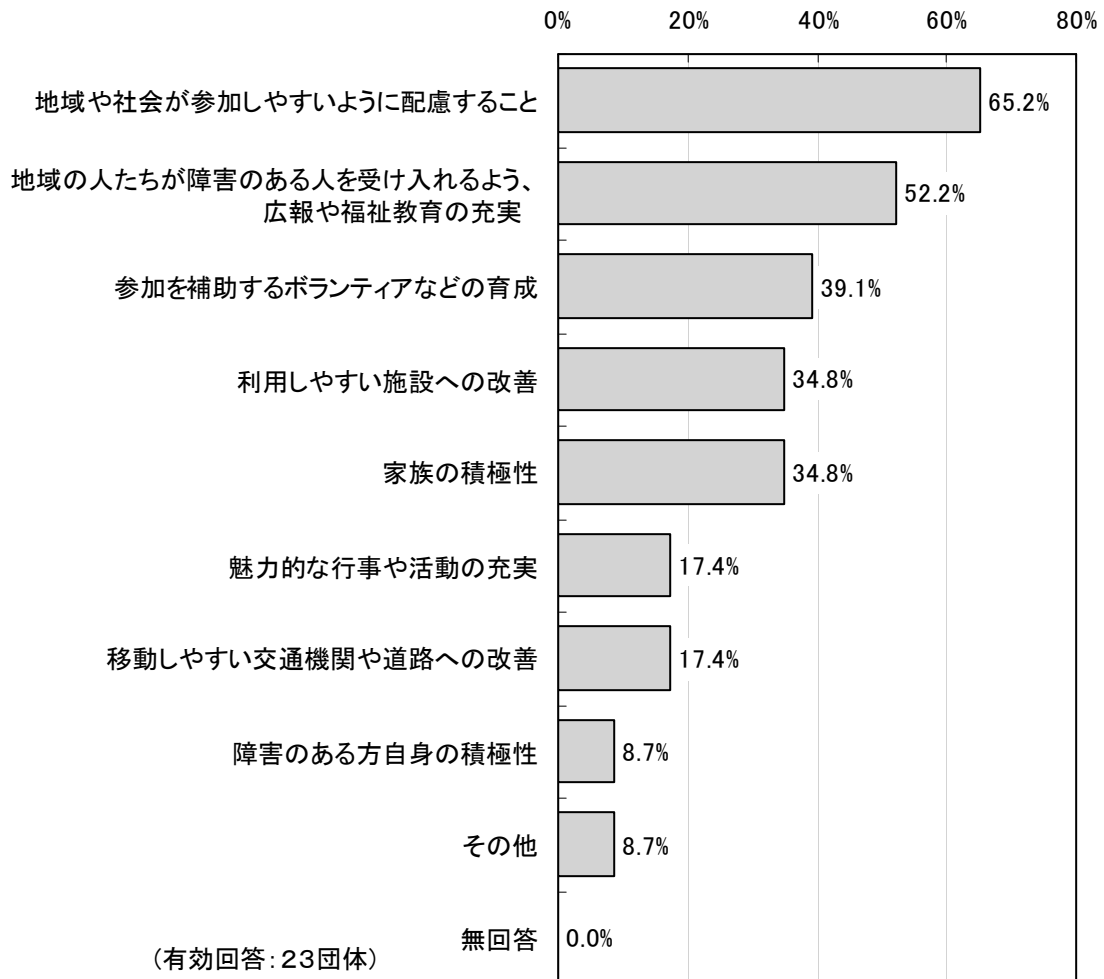
⑥ 障害者の暮らし良いまちづくりに必要なこと（市民アンケート・複数回答）

障害者の暮らしよいまちづくりに必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が多くなっています。



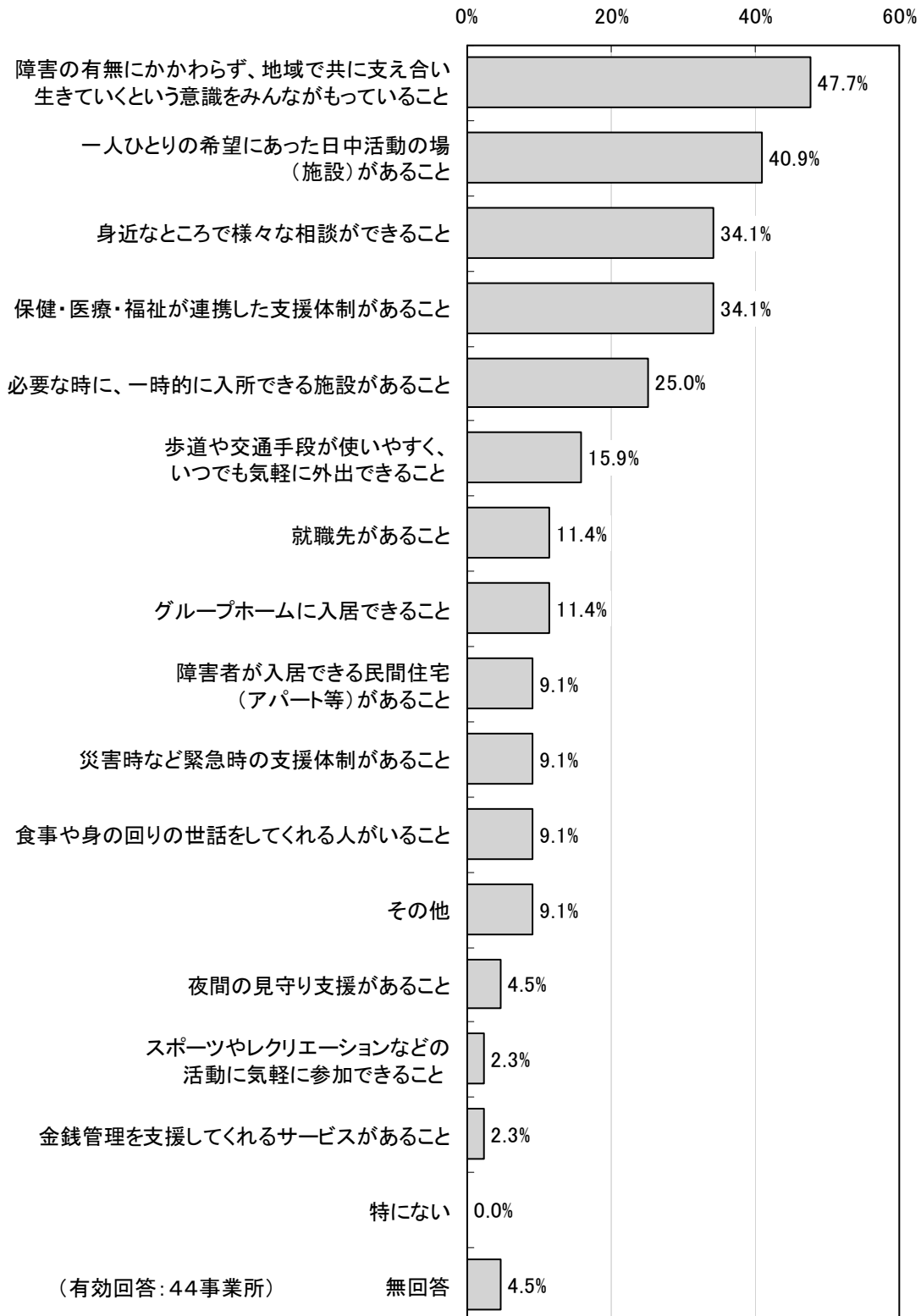
⑦ 地域や社会に積極的に参加していくための条件（団体アンケート・複数回答）

地域や社会に積極的に参加していくための条件については、「地域や社会が参加しやすいように配慮すること」が最も多く、次いで「地域の人たちが障害のある人を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」の順となっており、社会的障壁を解消するための条件整備が重要です。



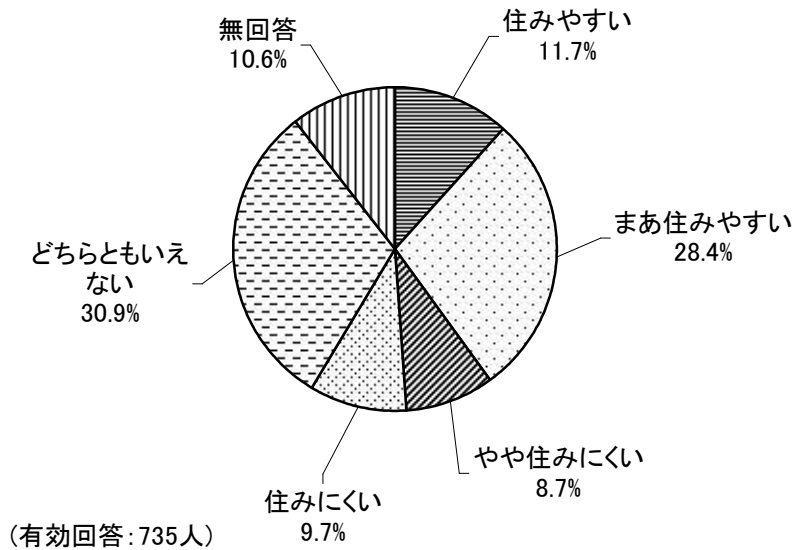
⑧ 障害者やその家族が地域生活をおくるのに重要なこと（事業所アンケート・複数回答）

「障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合い生きていくという意識をみんながもっていること」「一人ひとりの希望にあった日中活動の場（施設）があること」が多く、地域で共生できるための意識醸成と活動の場が重要であると指摘されています。



⑨ 障害者にとっての川口市の住みやすさ（市民アンケート）

障害者にとっての川口市の住みやすさについては、「どちらともいえない」が約3割で、「住みやすい」「まあ住みやすい」を合わせると約4割となっています。



第3章 基本目標

1 障害者施策の基本的な考え方

本市では、平成24年度に「川口市障害者福祉計画」（計画期間：平成25年度～29年度）の改訂を行いました。この計画は『ノーマライゼーション』『リハビリテーション』『ソーシャル・インクルージョン』の3つの考え方に基づき、基本理念は『ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち』としています。

本計画（障害者自立支援福祉計画）は、「川口市障害者福祉計画」の基本的な考え方や基本理念のもと、具体的な障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策を定めるものです。

ノーマライゼーションとは

障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが
正常な状況であるとする考え方

リハビリテーションとは

障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立を
めざしていくという考え方

ソーシャル・インクルージョンとは

全ての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、
地域全体で包み込み・支えあっていくという考え方

■ 川口市障害者福祉計画の体系

基本的な考え方：ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャル・インクルージョン

基本理念

基本目標

基本テーマ

施策の展開方向

ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち

基本目標 1

市民だれもが自分らしく生きることができる環境づくり

基本目標 2

みんなで支え合い、共生できる地域づくり

基本目標 3

すべての人々にとってバリアのない社会づくり

権利擁護

基本テーマ 1

障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進

1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮への取り組み

1-2 啓発活動・福祉教育の推進

1-3 地域における支えあい活動の促進

自立支援

基本テーマ 2

地域における障害者の自立支援

2-1 相談体制の充実

2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実

2-3 地域生活への移行支援

2-4 生活支援のための施策・制度の推進

基本テーマ 3

保健・医療体制の充実

3-1 保健活動の充実

3-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減

社会参加

基本テーマ 4

障害者の社会参加の支援

4-1 就労の促進

4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保

基本テーマ 5

障害児とその家族への支援

5-1 早期発見・早期療育

5-2 障害児保育と療育体制の充実

5-3 特別支援教育の推進

共生

基本テーマ 6

保健・医療体制の充実

6-1 バリアフリーのまちづくりの推進

6-2 防災・防犯対策等の充実

2 第4期計画策定にあたっての課題

第3期計画の検証及びアンケート調査等から、第4期計画策定にあたっての主たる課題は、次のように集約されます。

【基本的課題】

- 地域社会における共生の実現
- 社会的障壁のない社会づくり
- 障害に対する地域社会での理解
- 多様化するニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- 障害者の権利擁護の充実と差別のない社会の実現
- 生活の場（住まい）の確保（グループホーム等）
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）
- 児童の放課後の居場所づくりと支援体制の充実
- 身近な場所で気軽な相談体制の充実
- 災害時等における障害のある方等の安心・安全の確保
- 虐待防止のための仕組みづくり
- 発達障害等に対する早期発見・早期治療等への取り組み
- 難病や高次脳機能障害等への対応
- 地域生活支援拠点の整備

【第4期計画策定の課題】

- 平成24年度で概ね障害福祉サービスが、障害者総合支援法及び児童福祉法のサービスに移行したことに伴い、サービス等の必要量の見込みについては、次の点からの検証が必要。
 - ① 過去の実績における伸び率を考慮
 - ② 現況におけるニーズからの必要量の推定
 - ③ 国・県の政策動向による影響
 - ④ 川口市としての政策的判断
- 第3期計画の施策の取り組み状況からみた課題
 - <訪問系サービス>
 - ・ヘルパーの研修体制強化
 - ・相談支援事業所とヘルパー事業所との連携強化
 - <日中活動系サービス>
 - ・就労支援の充実
 - ・労働部局等、関連部門や機関との連携
 - <居住系サービス>
 - ・入所施設やグループホームの確保
 - ・スタッフ教育の実施内容の充実
 - ・利用者の実態に対応できるホーム整備
 - ・拠点となる通過型総合施設の設置の研究
 - <障害児サービス>
 - ・障害児サービスの適切な提供

3 平成 29 年度の目標値

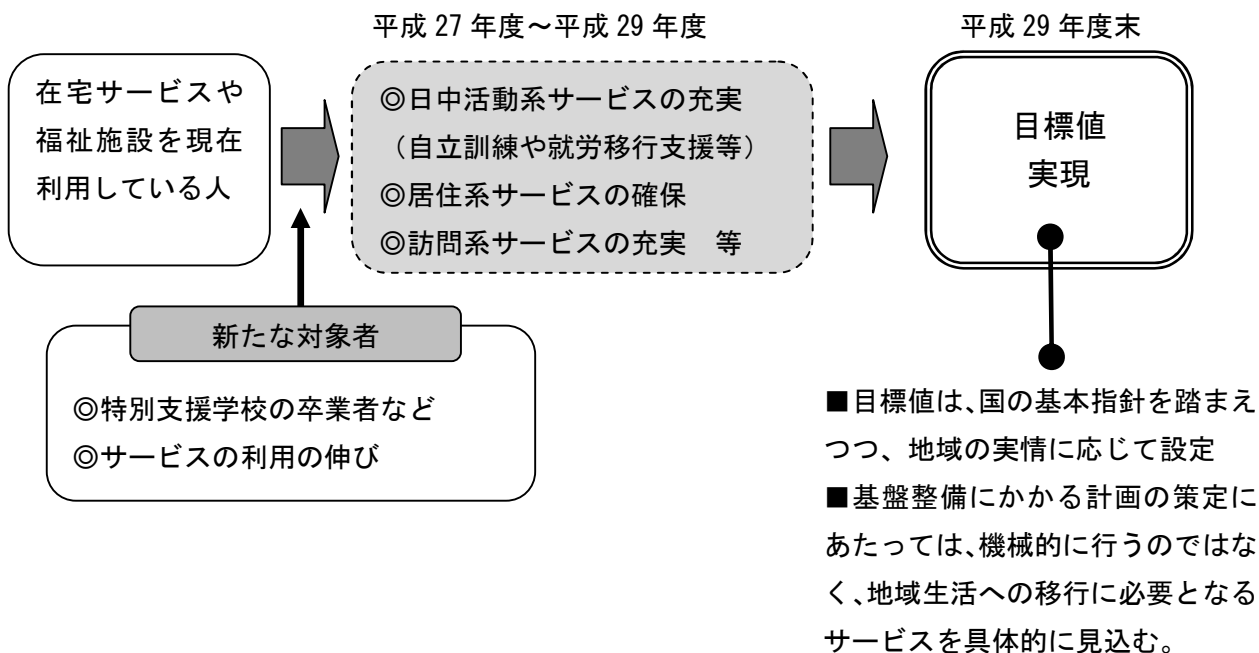
本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援をすすめるため、平成 29 年度を目標年度として、次の目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 福祉施設から一般就労への移行

なお、目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

■ 目標値実現までの流れ



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第4期計画では平成29年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、平成26年3月末現在で319人となっており、平成29年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の12.2%（39人）とし、目標を設定しました。

なお、平成29年度末時点の施設入所者数（定員）については、地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況から、削減目標は設定しません。

事 項	数 値		備 考
施設入所者数 (A)	319 人		
地域生活移行目標数 (B)	39 人	移行率 (12.2%)	
入所者削減目標値	- 人	削減率 (-%)	

※（参考）国の基本方針

- ・平成25年度末での施設入所者数の12%以上が地域生活に移行
- ・施設入所者は平成25年度末の入所者数から平成29年度までに4%以上削減

※（参考）県の目標値の設定

- ・地域生活への移行率は国と同様
- ・施設入所者数の削減数は設定しない

(2) 福祉施設から一般就労への移行

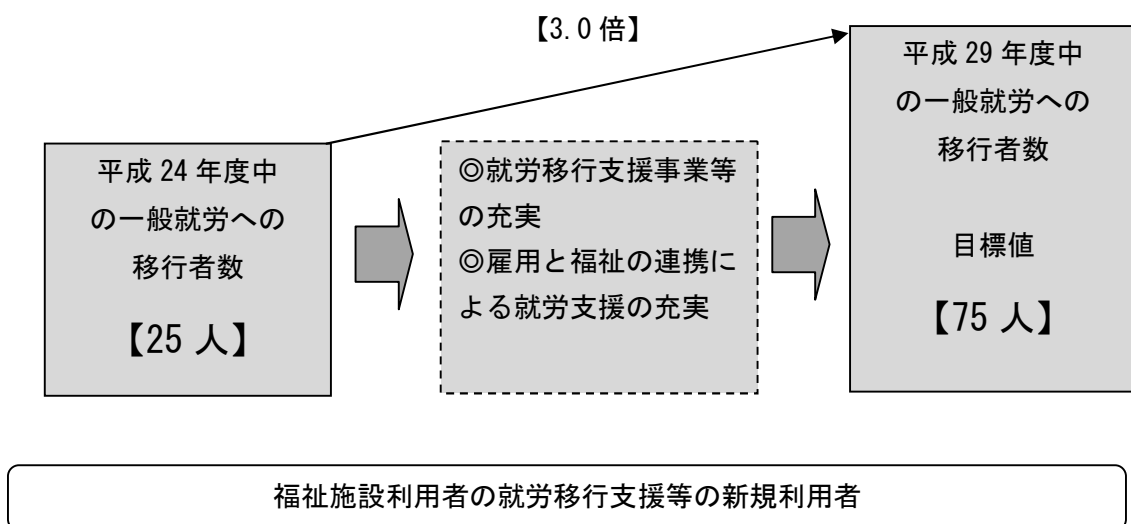
① 福祉施設から一般就労への移行

第4期計画では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、平成29年度中における福祉施設から一般就労への移行者を国では平成24年度時点の2倍以上、県では3割以上とする指針が示されています。

本市においては、平成24年度の実績として福祉施設から一般就労へ25人が移行しており、第4期計画においては平成29年度の一般就労移行者数を平成24年度時点の3倍以上である75人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

また、第4期計画では障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図ります。

■ 福祉施設から一般就労への移行



平成24年度時点の福祉施設とは、次の施設をいう。

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

事 項	数 値	備 考
年間一般就労移行者数	25 人	平成 24 年度において福祉施設を退所して一般就労した人の数
目標年度における年間一般就労移行者数	75 人 (3.0 倍)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

② 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、就労移行支援事業の利用者数は現状の 6 割以上としていて、県の考え方も同様です。本市においては、これまでの利用状況等を勘案し、目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
就労移行支援事業利用者数	71 人	平成 25 年度における就労移行支援事業の利用者数
目標年度における就労移行支援事業利用者数	140 人 (約 2.0 倍)	平成 29 年度における就労移行支援事業の利用者数

③ 事業所ごとの就労移行率

国の基本指針では、事業所ごとの就労移行率は就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とするとありますが、本市においては独自の目標を設定します。

本市には、平成 26 年 10 月末現在で就労移行支援事業所が 11 ヵ所ありますが、現時点ですべての事業所が就労移行率 3 割以上を達成しています。

今後も本市の目標値は、市内すべての事業所が就労移行率 3 割以上とします。

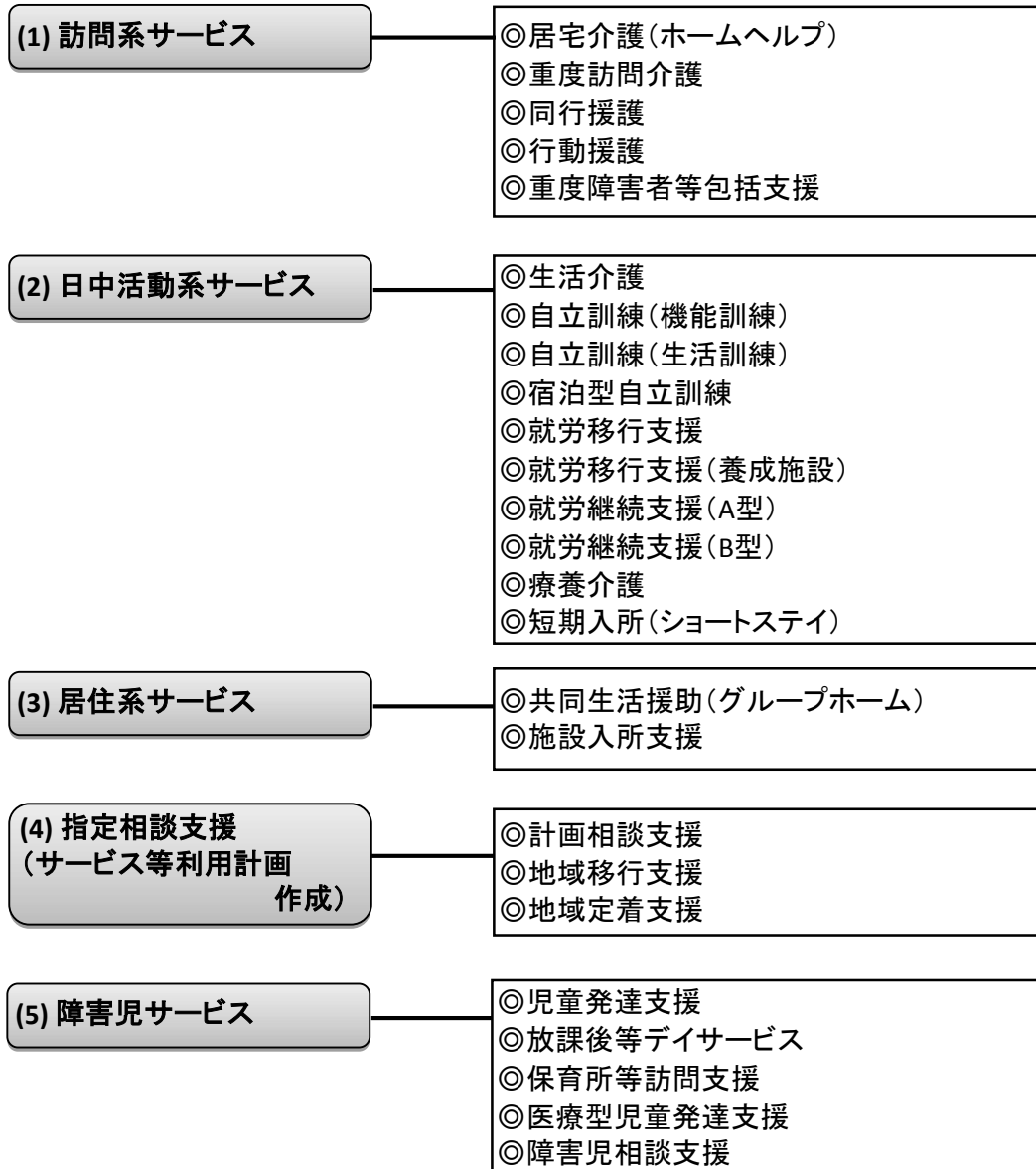
事 項	数 値	備 考
就労移行率が 3 割以上の事業所数	5 / 7 事業所	平成 25 年度における就労移行支援事業の就労移行率が 3 割以上の事業所の数
目標年度における就労移行率が 3 割以上の事業所数	すべての事業所	平成 29 年度における就労移行支援事業の就労移行率が 3 割以上の事業所の数

※就労移行率とは、ある年度の 4 月 1 日を基準とし、就労移行支援事業を利用していた者のうち当該年度中に一般就労した者の割合。

4 目標を達成するための施策の体系

平成 29 年度までの目標値を達成するため、本計画では次の施策体系に基づき、計画的に取り組みます。

(1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）



注：障害児サービスは児童福祉法に基づき提供

(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

(1) 地域生活支援事業

- ◎理解促進研修・啓発
- ◎自発的活動支援
- ◎相談支援
- ◎成年後見制度利用支援
- ◎成年後見制度法人後見支援
- ◎意思疎通支援
- ◎日常生活用具の給付又は貸与
- ◎手話奉仕員養成研修
- ◎移動支援
- ◎地域活動支援センター
- ◎その他の事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・社会参加促進事業

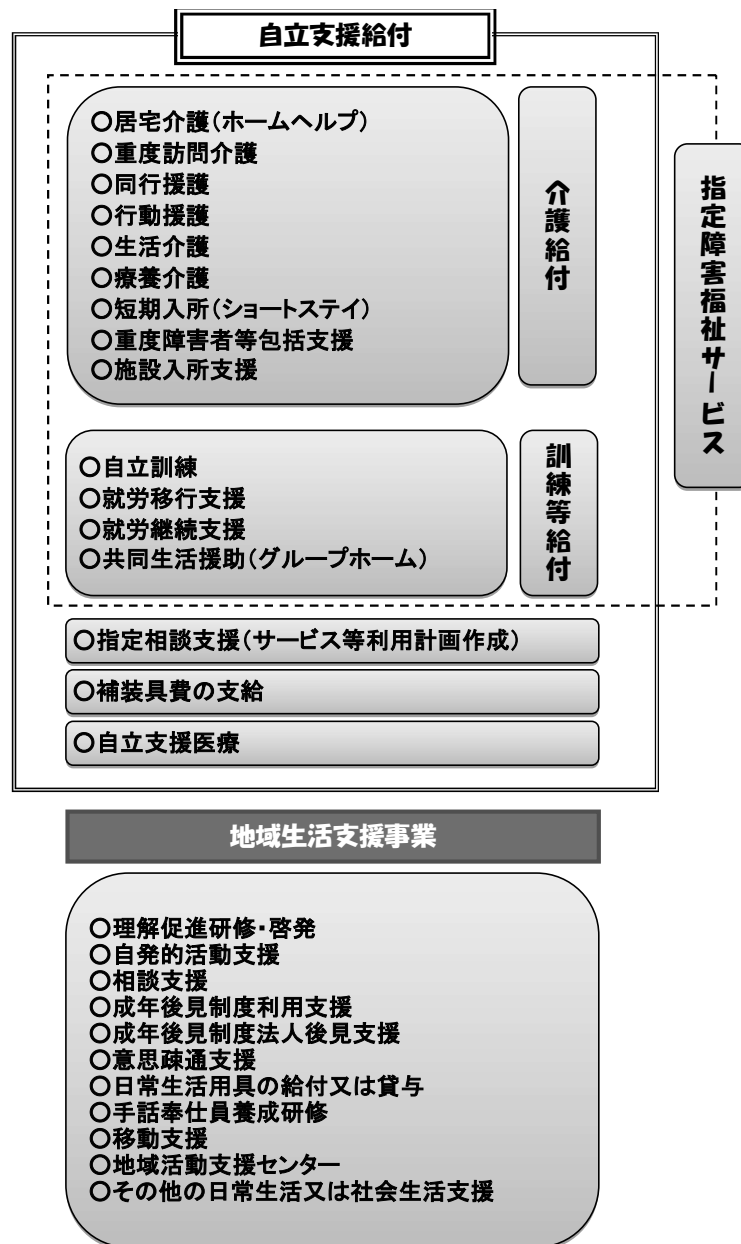
第4章 サービス必要量の見込み

1 サービス提供に関する基本的な考え方

本計画は、障害福祉計画に関する国の基本指針に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

なお、障害者総合支援法に基づく福祉サービスの体系は、次のとおりとなっています。

■ 障害者総合支援法に基づくサービス体系



注：障害児サービスは児童福祉法に基づき提供

2 国が定める基準で実施するサービスの見込量の設定

本市は、平成 29 年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成 27 年度から平成 29 年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

(1) 訪問系サービス

① サービスの現状

訪問系サービスでは、平成 24 年度と平成 26 年度を比較した場合、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用が増加傾向となっています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

■ 訪問系サービスの利用状況（月間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	10,078	10,350	10,912
	人数	401	428	452
重度訪問介護	時間	3,647	5,090	5,156
	人数	9	11	11
同行援護	時間	854	836	1,015
	人数	54	52	56
行動援護	時間	1,503	1,497	1,661
	人数	40	53	53
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総時間数	平成 24 年度から平成 26 年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		
◎同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。		
◎行動援護	知的障害または精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。		
◎重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い重度障害者に対し、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		

③ 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

■ 介護給付の見込量（月間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間	11,239	11,576	11,923
	人数	479	508	538
重度訪問介護	時間	6,136	7,302	8,689
	人数	12	13	14
同行援護	時間	1,106	1,206	1,315
	人数	57	58	59
行動援護	時間	1,744	1,831	1,923
	人数	61	70	81
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① サービスの現状

日中活動系のサービスでは、平成24年度と平成26年度を比較した場合、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、短期入所がおおむね増加傾向となっています。療養介護は横ばいとなっています。

■ 日中活動系サービスの利用状況（月間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	13,023	13,803	14,601
	人数	622	666	707
自立訓練 (機能訓練)	人日分	335	329	279
	人数	27	29	20
自立訓練 (生活訓練)	人日分	217	310	327
	人数	14	17	21
宿泊型自立訓練	人日分	159	353	338
	人数	10	12	15
就労移行支援	人日分	1,249	1,262	1,779
	人数	69	70	106
就労移行支援 (養成施設)	人日分	20	0	20
	人数	1	0	1
就労継続支援 (A型)	人日分	485	723	966
	人数	24	36	47
就労継続支援 (B型)	人日分	9,896	9,907	10,247
	人数	521	537	552
療養介護	人日分	1,426	1,455	1,426
	人数	46	47	46
短期入所 (ショートステイ)	人日分	280	350	459
	人数	42	44	66

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎生活介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎自立訓練（機能訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
身体障害者又は難病患者等が自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間(18 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移等から見込量を算出しました。

◎自立訓練（生活訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
知的障害者、精神障害者が自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間(24 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎宿泊型自立訓練

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
知的障害者、精神障害者が居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。 【標準利用期間(12 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労移行支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間(24 カ月)】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労移行支援（養成施設）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
視覚に障害のある方に対してあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。	月間総利用人数	近年のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労継続支援（A型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>◎一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。</p> <p>◎事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。</p> <p>◎一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。</p> <p>なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。</p>

◎就労継続支援（B型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>◎一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。</p> <p>◎就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>◎一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。</p>

◎療養介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出 の考え方
医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。	月間総利用入日	現利用者のサービス利用状況の推移等を考慮して見込量を算出しました。

◎短期入所（ショートステイ）

実施内容	見込量の単位	見込量算出 の考え方
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総利用入日	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

■ 日中活動系サービスの見込量（月間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日分	16,632	17,798	19,052
	人数	756	809	866
自立訓練 （機能訓練）	人日分	440	440	440
	人数	20	20	20
自立訓練 （生活訓練）	人日分	572	704	858
	人数	26	32	39
宿泊型自立訓練	人日分	558	682	837
	人数	18	22	27
就労移行支援	人日分	2,882	3,564	4,422
	人数	131	162	201
就労移行支援 （養成施設）	人日分	22	22	22
	人数	1	1	1
就労継続支援 （A型）	人日分	1,452	2,024	2,838
	人数	66	92	129
就労継続支援 （B型）	人日分	12,518	12,892	13,288
	人数	569	586	604
療養介護	人日分	1,426	1,426	1,426
	人数	46	46	46
短期入所 福祉型	人日分	489	553	625
	人数	70	84	101
短期入所 医療型	人日分	38	56	82
	人数	11	16	23

(3) 居住系サービス

① サービスの現状

共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の利用が増加しています。

■ 居住系サービスの利用状況（月間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 （グループホーム）	人数	54	65	197
共同生活介護 （ケアホーム）	人数	106	123	-
施設入所支援	人数	309	301	335

注：平成26年度から共同生活介護は共同生活援助に一元化されている

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎共同生活援助

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を提供します。 (平成 26 年度から共同生活介護は共同生活援助に一元化されました)	月間利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎施設入所支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
施設に入所する障害者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間利用人数	第 1 期計画時点の平成 17 年度現在の福祉施設の入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行者数を控除し、施設入所が真に必要と判断される入所者数を加えた上、事業者動向を勘案して見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、共同生活援助の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

■ 居住系サービスの見込量（月間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人数	219	243	270
施設入所支援	人数	335	335	335

(4) 指定相談支援

① サービスの現状

計画相談支援については、利用人数は増加傾向にあるものの、本来必要とされる人数からみると少なくなっています。地域移行支援の人数は増加傾向です。

■ 指定相談支援の利用状況（年間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込量)
計画相談支援	人数	15	280	1,500
地域移行支援	人数	1	3	5
地域定着支援	人数	0	0	0

※障害児を含む

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、動向を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングを行うものです。	月間利用人数	全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象にすることが目標であるため、その点を考慮して、見込量を算出しました。
◎地域移行支援	地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行うものです。		施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を算出しました。
◎地域定着支援	安定した地域生活を定着させるための相談支援を行うものです。		単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人の状況を勘案し、見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、サービス等利用計画の作成を必要とする人、施設入所者で今後地域生活への移行希望を持っている人、障害者の家庭の状況で各種サービスが受けられにくい人等の把握に努めます。

■ 指定相談支援（サービス等利用計画策定）の見込量（年間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人数	1,572	1,635	1,700
地域移行支援	人数	12	12	12
地域定着支援	人数	6	6	6

(5) 障害児サービス

① サービスの現状

障害児サービスは、第4期計画から障害福祉計画で位置づけることになりました。

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、動向を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎児童発達支援	障害のある児童が通所することで、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	月間利用人数	今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。
◎放課後等デイサービス	学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のための訓練等を行うサービスです。		今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。
◎保育所等訪問支援	専門の児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問することで、障害児や施設職員に対して、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。		今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。

◎医療型児童発達支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出 の考え方
障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練とあわせて治療を行います。	月間利用人数	今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。

◎障害児相談支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出 の考え方
障害児が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うサービスです。	月間利用人数	今後の利用ニーズを勘案して、見込量を算出しました。

③ 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、事業量の確保に努めるとともに、事業者への必要な支援に努めます。

■ 障害児サービスの見込量

(月間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	人日分	6,917	7,215	7,526
	人数	532	555	579
医療型児童発達支援	人日分	12	12	12
	人数	1	1	1

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	人数	313	326	340

3 市が行うことと定められているサービス（地域生活支援事業）の見込量の設定

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。なお、障害者総合支援法の制定により、必須事業が増加しています。

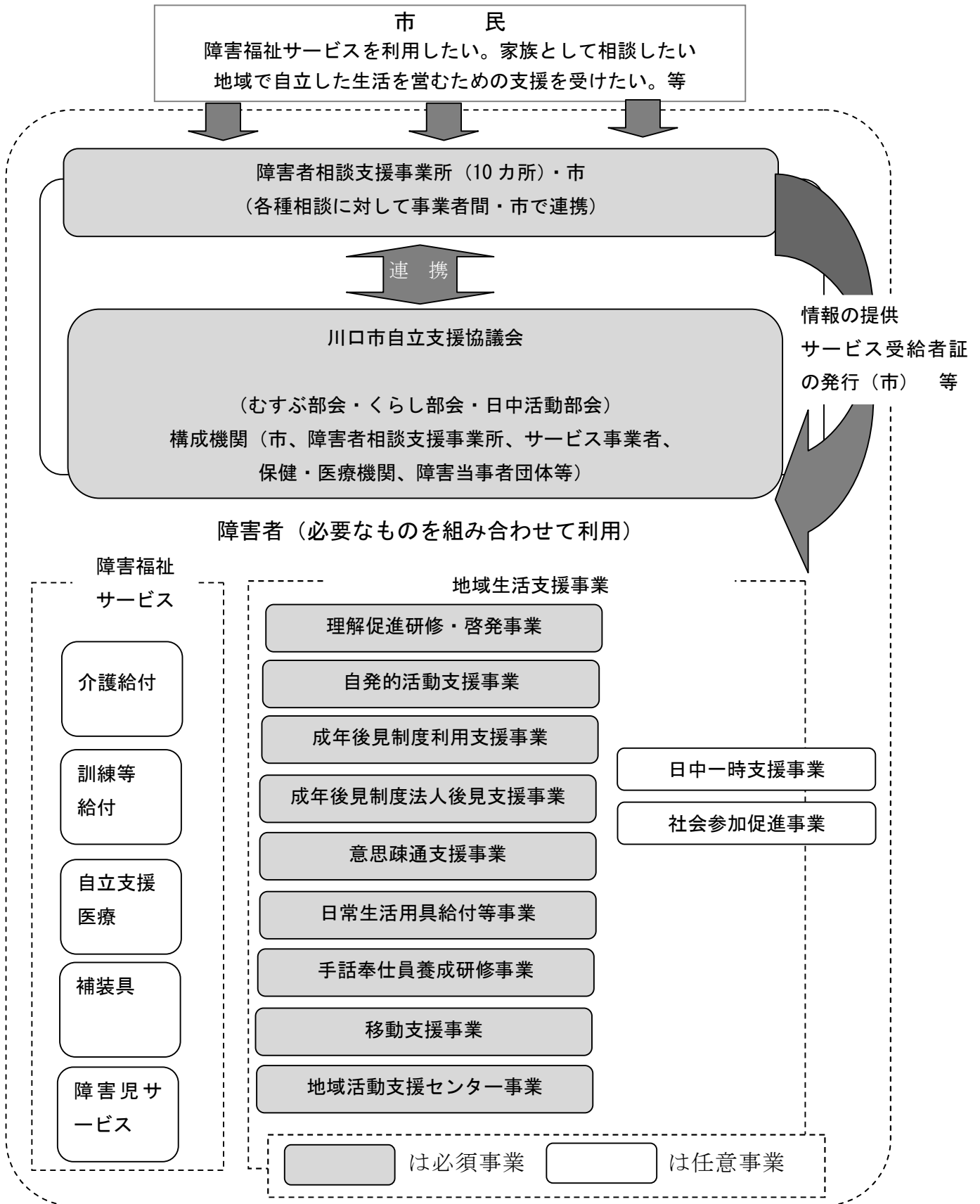
地域生活支援事業の実施にあたり、本市では次の 3 点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

- ① 本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関わるサービス提供体制を確保します。
- ② すべての障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- ③ 事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービスの活用・育成にも取り組みます。

（1）実施する事業

サービス種別
理解促進研修・啓発事業
自発的活動支援事業
相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
成年後見制度法人後見事業
意思疎通支援事業
日常生活用具の給付または貸与事業
手話奉仕員養成研修事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業
その他の事業

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業の提供体制



(2) サービスの現状

地域生活支援事業に関するサービスの現状は以下の通りです。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込数)
(1) 相談支援事業				
① 相談支援事業				
障害者相談支援事業	(実施箇所数)	10	10	10
自立支援協議会	(実施箇所数)	1	1	1
② 市町村相談支援機能強化事業		(実施箇所数)	10	10
③ 住宅入居等支援事業		(実施箇所数)	1	1
(2) 成年後見制度利用支援事業		(実施件数)	0	5
(3) コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,154	1,202	1,200
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	17	15	9
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(給付件数)	19	23	30
自立生活支援用具	(給付件数)	66	72	79
在宅療養等支援用具	(給付件数)	52	55	49
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	79	91	55
排泄管理支援用具	(給付件数)	8,078	8,022	8,201
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	7	11	6
(5) 移動支援事業		(実利用者数)	431	411
		(延利用時間数)	66,281	63,361
(6) 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター	(実施箇所数)	9	10	10
	(延利用者数)	23,376	25,498	25,498
(7) その他事業				
日中一時支援事業	(実施箇所数)	10	11	20
	(延利用者数)	25	41	62
社会参加促進事業※	(実施事業数)	4	4	4

※社会参加促進事業は、広報誌等点字訳・録音委託事業、運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業、リフト付自動車貸出委託事業の4事業。

(3) サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、動向を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎理解促進研修・啓発事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害者の「社会的障壁」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。	目標量は設定しません	

◎自発的活動支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。	目標量は設定しません	

◎相談支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
<p>障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連絡調整など障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。</p>	<p>障害者相談支援事業</p>	<p>各地区にそれぞれ1箇所の相談支援事業所を設置し、箇所数については維持することとしました。</p>

◎成年後見制度利用支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
<p>成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を援助します。</p>	<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>

◎成年後見制度法人後見支援事業

方 針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。</p>	<p>目標量は設定しません</p>	

◎意思疎通支援事業

方 針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介します。</p>	<p>手話通訳者の派遣事業 ----- 要約筆記者奉仕員の派遣事業 ----- 手話通訳者設置事業</p>	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>

◎日常生活用具給付等事業

方 針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。</p>	介護・訓練支援用具	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>
	自立生活支援用具	
	在宅療養等支援用具	
	情報・意思疎通支援用具	
	排泄管理支援用具	
	居宅生活動作補助用具	

◎手話奉仕員養成研修事業

方 針	事業内容	見込量算出 の考え方
<p>聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。</p>	<p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>利用実績を勘案して、見込量を算出しました。</p>

◎移動支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。	移動支援事業	利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

◎地域活動支援センター事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性に応じた活動の場及び、活動内容の充実を図るとともに、地域生活支援の促進に努めます。	地域活動支援センター事業	利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

◎その他事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます	日中一時支援事業	利用実績を勘案して、見込量を算出しました。
	社会参加促進事業	

◇ 指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の見込量（月間） ◇

サービス種別		4期計画見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問系サービス	時間	20,225	21,915	23,850	
	人数	609	649	692	
	居宅介護（ホームヘルプ）	時間	11,239	11,576	11,923
		人数	479	508	538
	重度訪問介護	時間	6,136	7,302	8,689
		人数	12	13	14
	同行援護	時間	1,106	1,206	1,315
		人数	57	58	59
	行動援護	時間	1,744	1,831	1,923
		人数	61	70	81
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
	日中活動系サービス	人日分	37,029	40,161	43,890
		人数	1,714	1,870	2,057
生活介護		人日分	16,632	17,798	19,052
		人数	756	809	866
自立訓練（機能訓練）		人日分	440	440	440
		人数	20	20	20
自立訓練（生活訓練）		人日分	572	704	858
		人数	26	32	39
宿泊型自立訓練		人日分	558	682	837
		人数	18	22	27
就労移行支援		人日分	2,882	3,564	4,422
		人数	131	162	201
就労移行支援（養成施設）		人日分	22	22	22
		人数	1	1	1
就労継続支援（A型）		人日分	1,452	2,024	2,838
		人数	66	92	129
就労継続支援（B型）		人日分	12,518	12,892	13,288
		人数	569	586	604
療養介護		人日分	1,426	1,426	1,426
		人数	46	46	46
短期入所 福祉型	人日分	489	553	625	
	人数	70	84	101	
短期入所 医療型	人日分	38	56	82	
	人数	11	16	23	

◇ 指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の見込量（月間） ◇

サービス種別		4期計画見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
居住系サービス	人数	554	578	605	
共同生活援助（グループホーム）	人数	219	243	270	
施設入所支援	人数	335	335	335	
指定相談支援（サービス等利用計画作成）	人数	1,590	1,653	1,718	
計画相談支援	人数	1,572	1,635	1,700	
地域移行支援	人数	12	12	12	
地域定着支援	人数	6	6	6	
障害児サービス	人日分	6,929	7,227	7,538	
	人数	533	556	580	
	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	人日分	6,917	7,215	7,526
		人数	532	555	579
医療型児童発達支援	人日分	12	12	12	
	人数	1	1	1	
障害児相談支援	人数	313	326	340	

注：指定相談支援及び障害児サービスの障害児相談支援は、年間。

◇ 地域生活支援事業の見込量（年間） ◇

サービス種別		4期計画見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 理解促進研修・啓発	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	(実施箇所数)	10	10	10
基幹相談支援センター	(実施箇所数)	10	10	10
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施箇所数)	10	10	10
住宅入居等支援事業	(実施箇所数)	1	1	1
(4) 成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	3	3	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,200	1,200	1,200
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	10	10	10
手話通訳者設置事業	(延設置者数)	1	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(給付件数)	39	51	67
自立生活支援用具	(給付件数)	87	95	104
在宅療養等支援用具	(給付件数)	49	49	49
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	55	55	55
排泄管理支援用具	(給付件数)	8,384	8,571	8,762
居室生活動作補助用具（住宅改修費）	(給付件数)	6	6	6
(8) 手話奉仕員養成研修	人数	10	10	10
(9) 移動支援事業	(実利用者数)	395	395	395
	(延利用時間数)	55,082	55,082	55,082
(10) 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター	(実施箇所数)	10	11	12
	(延利用者数)	25,500	27,750	30,000
(11) その他事業				
日中一時支援事業	(実施箇所数)	36	65	118
	(延利用者数)	94	142	215
社会参加促進事業	(実施事業数)			
広報紙点訳	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許助成	実施の有無	有	有	有

第5章 重点的な取組

1 第4期計画における重点的な取組の枠組みと視点

重点的な取り組みについては、第4期計画においても、基本的な枠組みは第3期計画を踏襲しますが、新たに加わった障害児サービスを4本目の柱として加え、推進していくものとします。

また、特に第4期計画においては、市民アンケート調査、関係団体・事業所アンケート調査等の結果を踏まえ、次の4点について特に重点的に取り組むものとします。

- ① 相談支援のさらなる充実
- ② 利用者目線での情報提供の工夫
- ③ 住まいの確保
- ④ 障害児サービスの充実

① 相談支援のさらなる充実	本市においては、これまでも相談支援体制について重点的に取り組んできました。現在、各地区に1箇所の相談支援事業所を設置しています。 今後は、障害者の相談に常時応じられるよう障害者総合相談窓口の充実を図るとともに、すべての障害の相談に対応した専門職の配置についてもすすめていきます。
② 利用者目線での情報提供の工夫	広報かわぐちや市のホームページ等様々な手段で情報提供に取り組んでいますが、利用者に十分に届いていない状況もみられます。 今後は、広報かわぐちや市のホームページ等のさらなる充実を図り、各種関係機関や事業所等における情報提供とともに、民生委員・児童委員等、“人を介した情報提供”についてもすすめていきます。
③ 住まいの確保	入所施設やグループホーム等、生活の場に対するニーズは非常に高いものがあります。 平成23年7月に市内事業所で宿泊型自立訓練事業が始まりましたが、今後、身体障害者や知的障害者等においても、拠点となる通過型総合施設の設置について取り組むとともに、グループホーム等の設置・運営についても各種の支援を強化していきます。
④ 障害児サービスの充実	平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害児に関するサービスが児童福祉法に一元化され、児童発達支援等の新たなサービスが始まりました。今後はこれらのサービスの充実や周知を図ります。

■ 重点的な取組の体系

障害福祉サービス	施 策
訪問系 サービス	① ヘルパーの質の向上 ② ヘルパー事業所の拡大と連携 ③ 相談支援事業所とヘルパー事業所との連携 ④ 支給基準による障害福祉サービスの提供 ⑤ 適切なサービスの支給
日中活動系 サービス	① 地域及び利用者ニーズに合わせた施設配置の検討 ② 就労支援事業所の充実 ③ 市内施設間の連携を図る支援の実施 ④ 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施
居住系 サービス	① グループホームの充実 ② 拠点となる通過型総合施設の設置の研究 ③ 施設利用待機者の状況把握と情報提供 ④ 地域移行・地域定着の充実
障害児サービス	① 児童福祉法を基本とした支援の実施 ② 児童の特性とニーズに合わせたサービスの提供 ③ 需要への対応
地域生活支援事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業 ⑤ 意思疎通支援事業 ⑥ 日常生活用具給付等事業 ⑦ 手話奉仕員養成研修事業 ⑧ 移動支援事業 ⑨ 地域活動支援センター事業 ⑩ その他の事業

2 取組の内容

(1) 訪問系サービスにおける重点的な取組

障害者が適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細やかな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

また、相談支援事業所やヘルパー事業所の連携を強化するとともに、サービス更新時のアセスメントの実施など、適切なサービス利用の調整について取り組みます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① ヘルパーの質の向上	市が社協に委託し、障害者居宅サービス技術援助事業として、障害者居宅サービス内容検討会を実施してきた。	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての障害に対するヘルパー研修の実施 ○ ヘルパー相互の情報交換の推進
② ヘルパー事業所の拡大と連携	自立支援協議会に新たに介護事業所協議会に参画してもらい連携を強化した。各ヘルパー事業所で開催されている勉強会等に依頼があれば積極的に参加し、制度説明等を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他機関で行われる研修等の継続的な周知 ○ 介護保険事業所に対する障害者総合支援法の周知と、障害福祉サービスへの関与、促進 ○ ヘルパー事業所に対する職員派遣を含めた障害福祉サービス提供に関する指導や支援の継続
③ 相談支援事業所とヘルパー事業所の連携	相談支援事業所連絡会でケアマネジメント学習会を実施するとともに、計画相談の導入により、ヘルパー事業所との連携が深まっている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘルパー事業所が抱える困難ケースに対する相談支援事業所等の連携サポート体制のさらなる充実 ○ 障害者ケアマネジメントの技法を活用した、障害福祉サービス提供の実施
④ 支給基準による障害福祉サービスの提供	支給基準の見直しを行ってきた。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川口市自立支援協議会等の意見を参考とした支給基準の継続的な見直し
⑤ 適切なサービスの支給	計画相談の開始によりニーズに沿ったサービスが対応できるようになった。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切なサービス利用の調整を行うための、サービス更新時等におけるアセスメントの実施

(2) 日中活動系サービスにおける重点的な取組

誰もが身近な地域での居場所が確保できるよう、本市の地域特性を踏まえた適切な施設配置を推進します。

また、川口市自立支援協議会日中活動部会において、本市の実情に合った就労支援のあり方を検討しながら、市内における関係部局での連携とともに、川口市障害者就労支援センターの活用をはじめとする関係機関や就労支援事業所とのネットワークづくりに取り組みます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① 地域及び利用者ニーズに合わせた設置配置の検討	障害福祉ガイドブックや市ホームページに市内施設一覧を掲載した。	○ 利用者自ら施設を選べる環境づくりと情報提供の推進
② 就労支援事業所の充実	県南地域でのネットワークを強化するとともに、川口市自立支援協議会の連絡会や部会を通じて情報交換、共有をし、連携を図ることができた。	○ 川口市障害者就労支援センターと各事業所の連携強化の推進 ○ 就労定着支援のあり方の検討 ○ 就労に関する行政機関や社会基盤と連携した就労移行の推進 ○ 川口市自立支援協議会日中活動部会における就労支援のあり方の検討
③ 市内施設間の連携を図る支援の実施	モデル地域を設定し、防災を切り口として施設間のネットワークの強化を図った。	○ 施設職員の交流や研修による施設間の格差是正や意識の向上 ○ 川口市自立支援協議会むすぶ部会におけるネットワークの強化の検討 ○ 川口市内障害者施設運営団体連絡会への協力
④ 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施	ケアマネジメント学習会を開催した。	○ 施設利用希望者に対する、障害者ケアマネジメントの手法を活用した相談や適切な支援の実施 ○ 市有施設による市独自事業の有効活用の推進

(3) 居住系サービスにおける重点的な取組

安心して生活していくために、住まいの場については、利用者の高いニーズがあります。利用者のニーズに合った質の高いグループホームの整備を推進していくとともに、通過型総合施設の設置等、地域への移行促進に取り組めます。

また、当事者や家族の安心な地域生活を維持できるよう、緊急時の体制についても研究していきます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① グループホームの充実	すまいPTにて、サービス管理責任者及び世話人を対象とした交流会を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設機能のレベルアップと事業の充実 ○ 施設運営や経営健全化に対する助言 ○ 利用者の実態に対応できるホームの整備 ○ 利用者の健康管理の向上に向けた、研修機会の充実
② 拠点となる通過型総合施設の設置の研究	市内施設の一部で滞留型から通過型の施設を目指し、地域移行に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者も含めた、現在の滞留型の入所・通所施設から通過型の総合施設への移行の研究 ○ 入所施設の確保についての検討 ○ 障害者やその家族の緊急時における体制についての継続的な検討
③ 施設利用待機者の状況把握と情報提供	入所施設やグループホームなど、本人のニーズにあった情報提供を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズの把握と本人の生活能力に合わせた居住環境の設定
④ 地域移行・地域定着の充実	精神科病院の長期入院患者の退院に向けた支援を行っている。 (ピアサポ会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護担当部署と連携した事業の推進 ○ 地域移行・地域定着を支援するスタッフの養成・研修の実施 ○ 地域移行を促進する会議の継続的な開催

(4) 障害児サービスにおける重点的な取組

児童福祉法に基づき、障害児が安心して地域で生活していくために必要なサービスを、関係機関と連携しながら提供します。

また、障害児サービスの周知を引き続き図るとともに、事業量の確保を行います。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① 児童福祉法を基本とした支援の実施	(新規)	○ 障害児サービスの一体的な提供が出来るよう、計画更新時におけるアセスメントの実施
② 児童の特性とニーズに合わせたサービスの提供	(新規)	○ 障害児の個々の特性とニーズに応じた支援の提供が出来るよう、質の確保
③ 需要への対応	(新規)	○ 需要に対応したサービスの提供量の確保

(5) 地域生活支援事業における重点的な取組

利用者の身近な地域で、利用者の立場に立ち、いつでも気軽に相談できる体制があることは大きな安心につながります。

今後は、障害者の理解促進、啓発や、自発的活動に対する支援だけでなく、障害者総合相談窓口の充実や、相談支援体制、成年後見制度、意思疎通支援や移動支援等、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
① 理解促進研修・啓 発	(新規)	<ul style="list-style-type: none">○ 障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催○ 障害に対する理解を深めるための研修会等の開催
② 自発的活動支援 事業	(新規)	<ul style="list-style-type: none">○ 障害者の活動を支援する事業の実施

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
<p>③ 相談支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10地区において、10か所の相談支援事業所を設置し、有資格者の専門職を配置し、3障害に加え、発達障害、難病、高次脳機能障害への相談に対応した。 ・総合相談窓口を障害福祉課内に設置した。 ・民生委員・児童委員協議会への参加や、個別支援を通じて連携を図った。地域を対象とした講演会などを通じて、啓発や理解促進のための取り組みを行った。 ・身体・知的障害者相談員と個別支援を通じて連携を図った。自立支援協議会の委員として参画を依頼した。 ・当事者団体の活動（主に精神分野）に参加し連携を図った。高次脳機能障害に関する情報交換会の開催。 ・委託以外に新規で指定を受けた特定相談支援事業所が17箇所設置された（平成26年11月末現在）。 ・委託相談支援センターが中心となり、市内3地区に分かれネットワークを形成し、会議や事例検討を通して課題の共有や相談員の力量向上を狙った取り組みを行った。特定相談支援事業所をサポートする仕組みとしても機能している。セルフ作成者への支援も実施。 ・虐待防止センターが障害福祉課内に設置された。 ・わかゆり学園発達障害児支援センターに加え、子育て相談課発達支援係が新設された。各委託支援センターにおいても相談体制をとっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に密着した身近な相談窓口の設置推進 ○ 障害者総合相談窓口の充実 ○ 地域の身近な相談者として期待される民生委員・児童委員に対する障害者理解促進のための研修等の実施 ○ 夜間、休日の相談支援体制の充実 ○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携、促進 ○ 障害者団体等のピアカウンセリング活動の支援 ○ サービス等利用計画を作成できる事業所指定の推進、自己作成者への支援 ○ 障害者虐待防止センターの充実 ○ 難病・発達障害者に対する相談支援体制の充実 ○ 知的障害者の高齢化に対する実態の把握
<p>④ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施見込量の3件は上回っている。 ・平成26年度に社会福祉協議会にて成年後見センターを開所した。NPOの市民後見団体との連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の理解の促進 ○ 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業の普及啓発

項目	これまでの主な取組	第4期計画の重点的な取組
⑤ 意思疎通支援事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施。	○ 登録手話通訳者の更なる拡充
⑥ 日常生活用具給付等事業	毎年、ニーズを把握し、支給対象者や基準額の見直しを実施している。	○ 日常生活用具給付事業の普及啓発 ○ 必要と認められる日常生活用具の研究
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修を実施している。	○ 手話奉仕員の養成研修の充実
⑧ 移動支援事業	適切な利用を事業所に周知している。	○ 実績やニーズの把握に努め、より充実した制度となるための指定事業所の充実
⑨ 地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援センターを整備し、手帳所持者や発達障害・高次脳機能障害者等の受け入れを実施してきた。 ・ 地域活動支援センター連絡会を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 難病・発達障害・高次脳機能障害等の支援を必要とする方にも対応可能な事業所の充実 ○ 地域と連携した障害者の理解の促進とコミュニケーションづくりを行う事業の実施 ○ 仲間づくりのきっかけの場や就職者への支援等、利用者のニーズに応じた事業の実施 ○ 自助グループやボランティアの育成、ピアカウンセリング活動の支援事業の実施 ○ 地域活動支援センター連絡会の機能拡充 ○ 地域活動支援センター補助基準の検討

第6章 制度の円滑な運営の仕組みと計画の推進

1 適切な障害支援区分の認定

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要となり、18歳以上の市民については、「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階、非該当あり）を受けることとなっています。

「障害支援区分認定調査」「市審査会」などについて、当事者や家族などへの制度の周知と理解に努めるとともに、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障害者のニーズに応じた支給決定に努めます。

2 自立支援協議会の運営

本市は平成18年度、地域全体で障害者を支えるための相談支援体制のシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、その当時、市内6箇所に設置した相談支援事業所を中心に、市、教育、就労、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバー構成で「川口市自立支援協議会」を設立しました。

今後も協議会の協力を得ながら、障害者施策を充実していきます。また、協議会の活動について、市ホームページを通して市民に周知していきます。

3 計画の達成状況の評価・点検及び公表

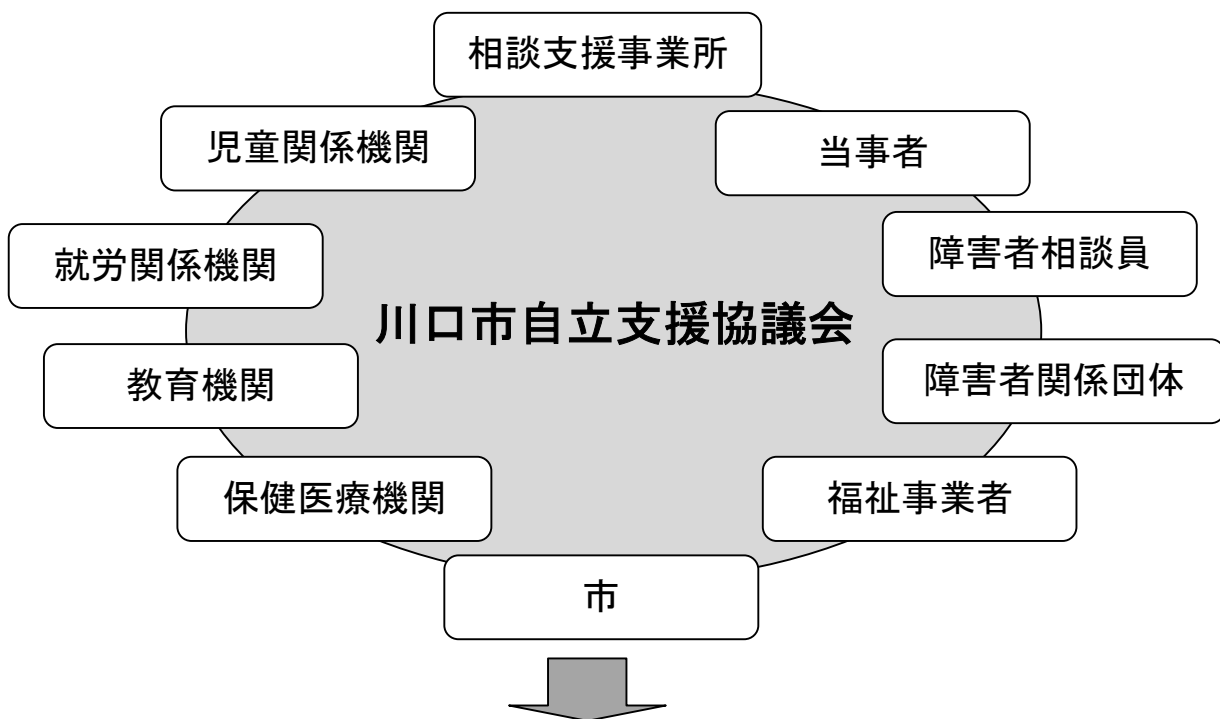
「PDCAサイクル」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉保健審議会」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

4 連携

「川口市自立支援協議会」を中心に、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図ります。

川口市自立支援協議会のネットワークと役割



相談支援を地域の連携・協働の中心に据えた地域システムを構築し、地域全体の支援力を高める。

- 各機関の単独でなく、ネットワークで取り組む基盤を整備する。
- 地域全体の課題としてとらえ、各機関の知識・経験を蓄積する。
- 取り組みの成果を相互に評価する。

資料編

1 川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害者自立支援福祉計画」（以下「計画」という。）について必要な事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。

2 障害者福祉計画

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現況
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

3 障害者自立支援福祉計画

- (1) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (2) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員16名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は市長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(報酬)

第7条 委員には、別表に定める報酬を支給する。但し、交通費は支給しない。

(幹事会)

第8条 委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 専門部会員は、委員会の所掌事務について、必要な情報資料を提供し、付託のあった事項について、調査研究し委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に伴い、川口市障害者福祉計画策定委員会要綱及び川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

別表

職名	報酬の額(日額)
委員長	7,800円
委員	7,200円

2 川口市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

川口市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者	木下 大生 ◎	聖学院大学 人間福祉学部 人間福祉学科 准教授
	新谷 仁	一般社団法人川口市医師会 副会長
	榎本 淳一 ○	埼玉県南児童相談所 所長
	島袋 洋子	埼玉県川口保健所 副所長
	高橋 光代	川口市立校長会 東本郷小学校 校長
	和田 晃	川口公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官
関係機関	山崎 豊	川口市障害者施設運営団体連絡会 代表幹事
	松本 哲	川口市自立支援協議会 太陽の家施設長
	関根 仁	川口市社会福祉協議会 事務局長
障害者関係団体	小巻 喜一	一般社団法人川口市身体障害者福祉会 代表
	井出 信男	社会福祉法人ごきげんらいぶ 理事長
	西村 勝	川口市精神障害者の会(よつば) 会長
	高野 寿	川口市障害難病団体協議会 理事
地域関係者	吉田 優	社会福祉法人ひふみ会 理事長
	加藤 加恵子	公募委員
	千葉 多鶴子	公募委員
事務局	福祉部 障害福祉課	

※ ◎:委員長、○副委員長 敬称略

3 川口市障害者福祉計画等策定委員会策定経過

日程	会議等	概要	備考						
平成 26 年 6 月 3 日(火)	第 42 回 川口市自立支援協議会 (鳩ヶ谷庁舎 2 階 大会議室)	【主な議事】 ・自己紹介 ・相談支援事業所連絡会より ・各部会代表者からの報告 ・自立支援協議会における各機関のデザインについて ・川口市障害者自立支援福祉計画 アンケートについて ・情報交換							
平成 26 年 7 月 11 日(金)	第 1 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 本庁舎 2 階 第 3 会議室)	【主な議事】 ・委嘱状交付 ・委員紹介 ・正副委員長の選出 ○議題 ・策定委員会の公開について ・今後の計画策定のスケジュールについて							
平成 26 年 7 月 15 日(火)	第 43 回 川口市自立支援協議会 (人財育成センター 3F)	【主な議事】 ・相談支援事業所連絡会より ・第 4 期自立支援福祉計画について -福祉計画アンケートについて -福祉計画モニタリング等について (相談支援事業所連絡会より) ・各部会代表者からの報告 ・情報交換							
平成 26 年 8 月 1 日(金)	第 2 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 第 2 庁舎 地下第 1・第 2 会議室)	【主な議事】 ・現計画の進行状況について ・障害者等アンケート(案)について							
平成 26 年 8 月 19 日(火) ～9 月 1 日(月)	川口市障害者自立支援福祉計画に 関するアンケート調査の実施	【概要】 ○目的 「川口市障害者自立支援福祉計画」の改訂のため、市が今後取り組むべき方向性、障害施策等の検討・立案に資するために実施するもの。 ○対象 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>障害者</td> <td>1,800 人</td> </tr> <tr> <td>関係団体 (川口市障害者 団体連絡協議会 加入団体)</td> <td>35 団体</td> </tr> <tr> <td>事業所 (市内の障害に 関わる事業所)</td> <td>50 事業所</td> </tr> </table>	障害者	1,800 人	関係団体 (川口市障害者 団体連絡協議会 加入団体)	35 団体	事業所 (市内の障害に 関わる事業所)	50 事業所	
障害者	1,800 人								
関係団体 (川口市障害者 団体連絡協議会 加入団体)	35 団体								
事業所 (市内の障害に 関わる事業所)	50 事業所								

日程	会議等	概要	備考
平成 26 年 10 月 7 日(火)	第 44 回 川口市自立支援協議会 (ふれあいプラザさくら)	【主な議事】 ・相談支援事業所連絡会より ・第 4 期自立支援福祉計画について -福祉計画アンケート集計結果等について ・情報交換	
平成 26 年 10 月 31 日(金)	第 3 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 第 2 庁舎 地下第 1・第 2 会議室)	【主な議事】 ・障害者等アンケートの結果について ・重点的な取り組み等について	
平成 26 年 11 月 20 日(木)	第 45 回 川口市自立支援協議会 (上青木公民館)	【主な議事】 ・相談支援事業所連絡会より ・第 4 期自立支援福祉計画について -福祉計画 第 3 回策定委員会の報告 -福祉計画 素案について ・情報交換	
平成 26 年 12 月 2 日(金)	第 4 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 第 2 庁舎 地下第 1・第 2 会議室)	【主な議事】 ・第 4 期川口市障害者自立支援福祉計画 (素案)について ・パブリックコメントの実施について	
平成 26 年 12 月 15 日(月) ～平成 27 年 1 月 15 日(木)	パブリックコメントの実施	【概要】 ・「第 4 期川口市障害者自立支援福祉計画」 素案を、市ホームページ、市政情報コーナ ー、障害福祉課で閲覧可能とし、意見を募 集。 ・意見提出 2 名, 1 団体	
平成 27 年 2 月 3 日(火)	第 5 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 本庁舎 2 階 第 3 会議室)	【主な議事】 ・計画案について ・パブリックコメントの結果について	
平成 27 年 3 月 27 日(金)	市長への提言 (川口市役所 4 階 市長室)	【内容】 ・第 4 期川口市障害者自立支援福祉計画に ついて策定委員会を代表し、委員長が市長 に提言	

4 用語集

あ行

アセスメント

ある事象を客観的に評価することを言います。評価に当たっては客観的な評価基準(行動、言動、態度など)を設定して、それらが基準を満たしているかといった観点で評価を行います。

インフォーマル

行政などの公的機関が施策として行うフォーマル(公式・制度的)に対し、インフォーマル(非公式)とは公的制度に基づかない多様な形態のことです。家族や友人、地域住民、ボランティア、NPO 法人等が行う支援をインフォーマルサービス(ケア)と言います。

か行

川口市社会福祉保健審議会

市長の諮問機関として、社会福祉及び保健に関する施策の総合的、計画的運営を図るための調査・審議を行うことを目的に、川口市社会福祉保健審議会条例により設置されています。委員として、社会福祉事業従事者、ボランティア活動に従事する者、社会福祉関係団体役員、医療機関役員、地域住民組織関係者等の識見を有する15名の方に委嘱しています。

ケアマネジメント

障害者及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

高次脳機能障害

疾病や事故による傷害のため、言語や思考、記憶、行為、学習、注意や感情などに障害を生じた状態を言います。認知や記憶、言語、行為等の障害としてあらわれます。一見しただけでは障害があることが分かりにくいのが特徴です。

精神障害者として、障害者福祉制度の対象となります。

支援費制度

従来の措置制度に代わり、平成 15 年 4 月から障害のある人自らがサービスを選択し、事業者・施設と対等な立場に立った契約によりサービスを利用する制度で、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とします。

自助グループ

いろいろな問題や悩みを抱えた人が、同じ問題を抱えている人同士で集まっている集団のことです。

障害者基本法

身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律（平成 5 年施行）で、平成 23 年 8 月に大幅な改定がされました。

障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障害者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律で、平成 18 年に施行されました。平成 25 年 4 月からは障害者総合支援法に移行しています。

障害者総合支援法

正式な名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成 24 年 6 月に制定され、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律です。

障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

自立支援協議会

障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議で、具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行います。平成 23 年度までは「地域自立支援協議会」という名称でした。

身体障害

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるものです。

精神障害

統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症等のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいいます。

また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者と言います。

なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれます。

成年後見制度

認知症や知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護、支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなど、地域で安心して生活できるように支援するしくみです。

成年後見制度法人後見支援事業

障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の一つで、成年後見制度に基づく法人後見活動を支援するため、同事業を実施する団体を対象として研修や組織構築の支援、専門職による支援などを行います。

た 行

地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関で、市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等が必ず配置されるものです。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する機関です。

知的障害

先天性または出生時ないし、出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいいます。

通過型総合施設

一定期間の入所等による生活訓練を行い評価する機能と、退所後の地域生活をマネジメントする相談支援機能を併せ持つ施設です。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校です。なお、旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成 19 年 4 月 1 日から「特別支援学校」となっています。

な行

難病

原因が不明であったり、治療法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいいます。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きく、「難病の患者に対する医療等に関する法律」等により、平成 27 年 1 月から医療費助成の対象が 110 疾病となり、障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用できる対象は 151 疾病に拡大しております。

は行

ピアカウンセリング

ピア（peer）とは「仲間」「対等」という意味で、従来の専門職による支援とは異なり、共通の経験と関心に基づいた仲間同士の相互支援活動のことで、同じような経験を持つ人が、相手に対する傾聴と情報提供を行うことによって、相手が問題を自分で解決していくように手助けをします。

PDCAサイクル

Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)のサイクルです。

福祉的就労

一般就労への移行に向けた支援を行う福祉施設等での就労をいいます。

ま行

モニタリング

社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをすることです。

ら 行

療育手帳

児童相談所、知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された場合に交付される手帳です。